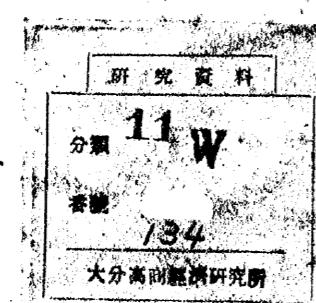


關東州廳內務部地方課

關東州に於ける地方行政

昭和十三年十二月



關東州に於ける地方行政

目 次

關東州に於ける地方制度の沿革

- 1 古代より明朝時代
- 2 清朝時代
 - (一) 盛京將軍衙門
 - イ、盛京將軍及其の沿革
 - ロ、將軍衙門の組織、管掌及其の統屬
 - (二) 盛京五部
 - イ、盛京五部及其の沿革
 - ロ、盛京五部の組織及管掌
 - (三) 奉天府尹
- 目 次

目 次	
一 市 制 度	
1 市の執行機關	二八
2 市の議決機關	二九
3 市の施設事業	三〇
(一) 衛生に關する施設	三一
(二) 教育に關する施設	三二
(三) 社會事業の施設	三三
イ、職業紹介所並附帶事業	三四
ロ、市營質鋪	四五
ハ、市營住宅	四六
ニ、教育に關する施設	四七
(四) 市 場	四五
(五) 公園及兒童園	四九
(六) 公 會 堂	五〇
五二	五〇
五〇	五〇
四九	四八
四八	四八
四五	四五
三一	三一
三二	三二
三三	三三
三四	三四
三四	三四
三五	三五
三六	三六
三七	三七
三八	三八
三九	三九
四〇	四〇
四一	四一
四二	四二
四三	四三
四四	四四
四五	四五
四六	四六
四七	四七
四八	四八
四九	四九
五〇	五〇
五一	五二
五二	五二
五三	五三
五四	五四
五五	五五
五六	五六
五七	五七
五八	五八
五九	五九
六〇	六〇
六一	六一
六二	六二
六三	六三
六四	六四
六五	六五
六六	六六
六七	六七
六八	六八
六九	六九
七〇	七〇
七一	七一
七二	七二
七三	七三
七四	七四
七五	七五
七六	七六
七七	七七
七八	七八
七九	七九
八〇	八〇
八一	八一
八二	八二
八三	八三
八四	八四
八五	八五
八六	八六
八七	八七
八八	八八
八九	八九
九〇	九〇
九一	九一
九二	九二
九三	九三
九四	九四
九五	九五
九六	九六
九七	九七
九八	九八
九九	九九
一〇〇	一〇〇
一〇一	一〇一
一〇二	一〇二
一〇三	一〇三
一〇四	一〇四
一〇五	一〇五
一〇六	一〇六
一〇七	一〇七
一〇八	一〇八
一〇九	一〇九
一〇一〇	一〇一〇
一〇一一	一〇一一
一〇一二	一〇一二
一〇一三	一〇一三
一〇一四	一〇一四
一〇一五	一〇一五
一〇一六	一〇一六
一〇一七	一〇一七
一〇一八	一〇一八
一〇一九	一〇一九
一〇二〇	一〇二〇
一〇二一	一〇二一
一〇二二	一〇二二
一〇二三	一〇二三
一〇二四	一〇二四
一〇二五	一〇二五
一〇二六	一〇二六
一〇二七	一〇二七
一〇二八	一〇二八
一〇二九	一〇二九
一〇三〇	一〇三〇
一〇三一	一〇三一
一〇三二	一〇三二
一〇三三	一〇三三
一〇三四	一〇三四
一〇三五	一〇三五
一〇三六	一〇三六
一〇三七	一〇三七
一〇三八	一〇三八
一〇三九	一〇三九
一〇四〇	一〇四〇
一〇四一	一〇四一
一〇四二	一〇四二
一〇四三	一〇四三
一〇四四	一〇四四
一〇四五	一〇四五
一〇四六	一〇四六
一〇四七	一〇四七
一〇四八	一〇四八
一〇四九	一〇四九
一〇五〇	一〇五〇
一〇五一	一〇五一
一〇五二	一〇五二
一〇五三	一〇五三
一〇五四	一〇五四
一〇五五	一〇五五
一〇五六	一〇五六
一〇五七	一〇五七
一〇五八	一〇五八
一〇五九	一〇五九
一〇六〇	一〇六〇
一〇六一	一〇六一
一〇六二	一〇六二
一〇六三	一〇六三
一〇六四	一〇六四
一〇六五	一〇六五
一〇六六	一〇六六
一〇六七	一〇六七
一〇六八	一〇六八
一〇六九	一〇六九
一〇七〇	一〇七〇
一〇七一	一〇七一
一〇七二	一〇七二
一〇七三	一〇七三
一〇七四	一〇七四
一〇七五	一〇七五
一〇七六	一〇七六
一〇七七	一〇七七
一〇七八	一〇七八
一〇七九	一〇七九
一〇八〇	一〇八〇
一〇八一	一〇八一
一〇八二	一〇八二
一〇八三	一〇八三
一〇八四	一〇八四
一〇八五	一〇八五
一〇八六	一〇八六
一〇八七	一〇八七
一〇八八	一〇八八
一〇八九	一〇八九
一〇九〇	一〇九〇
一〇九一	一〇九一
一〇九二	一〇九二
一〇九三	一〇九三
一〇九四	一〇九四
一〇九五	一〇九五
一〇九六	一〇九六
一〇九七	一〇九七
一〇九八	一〇九八
一〇九九	一〇九九
一一〇〇	一一〇〇
一一〇一	一一〇一
一一〇二	一一〇二
一一〇三	一一〇三
一一〇四	一一〇四
一一〇五	一一〇五
一一〇六	一一〇六
一一〇七	一一〇七
一一〇八	一一〇八
一一〇九	一一〇九
一一〇一〇	一一〇一〇
一一〇一一	一一〇一一
一一〇一二	一一〇一二
一一〇一二〇	一一〇一二〇
一一〇一二一	一一〇一二一
一一〇一二二	一一〇一二二
一一〇一二三	一一〇一二三
一一〇一二四	一一〇一二四
一一〇一二五	一一〇一二五
一一〇一二六	一一〇一二六
一一〇一二七	一一〇一二七
一一〇一二八	一一〇一二八
一一〇一二九	一一〇一二九
一一〇一三〇	一一〇一三〇
一一〇一三一	一一〇一三一
一一〇一三二	一一〇一三二
一一〇一三三	一一〇一三三
一一〇一三四	一一〇一三四
一一〇一三五	一一〇一三五
一一〇一三六	一一〇一三六
一一〇一三七	一一〇一三七
一一〇一三八	一一〇一三八
一一〇一三九	一一〇一三九
一一〇一四〇	一一〇一四〇
一一〇一四一	一一〇一四一
一一〇一四二	一一〇一四二
一一〇一四三	一一〇一四三
一一〇一四四	一一〇一四四
一一〇一四五	一一〇一四五
一一〇一四六	一一〇一四六
一一〇一四七	一一〇一四七
一一〇一四八	一一〇一四八
一一〇一四九	一一〇一四九
一一〇一五〇	一一〇一五〇
一一〇一五一	一一〇一五一
一一〇一五二	一一〇一五二
一一〇一五三	一一〇一五三
一一〇一五四	一一〇一五四
一一〇一五五	一一〇一五五
一一〇一五六	一一〇一五六
一一〇一五七	一一〇一五七
一一〇一五八	一一〇一五八
一一〇一五九	一一〇一五九
一一〇一六〇	一一〇一六〇
一一〇一六一	一一〇一六一
一一〇一六二	一一〇一六二
一一〇一六三	一一〇一六三
一一〇一六四	一一〇一六四
一一〇一六五	一一〇一六五
一一〇一六六	一一〇一六六
一一〇一六七	一一〇一六七
一一〇一六八	一一〇一六八
一一〇一六九	一一〇一六九
一一〇一七〇	一一〇一七〇
一一〇一七一	一一〇一七一
一一〇一七二	一一〇一七二
一一〇一七三	一一〇一七三
一一〇一七四	一一〇一七四
一一〇一七五	一一〇一七五
一一〇一七六	一一〇一七六
一一〇一七七	一一〇一七七
一一〇一七八	一一〇一七八
一一〇一七九	一一〇一七九
一一〇一八〇	一一〇一八〇
一一〇一八一	一一〇一八一
一一〇一八二	一一〇一八二
一一〇一八三	一一〇一八三
一一〇一八四	一一〇一八四
一一〇一八五	一一〇一八五
一一〇一八六	一一〇一八六
一一〇一八七	一一〇一八七
一一〇一八八	一一〇一八八
一一〇一八九	一一〇一八九
一一〇一九〇	一一〇一九〇
一一〇一九一	一一〇一九一
一一〇一九二	一一〇一九二
一一〇一九三	一一〇一九三
一一〇一九四	一一〇一九四
一一〇一九五	一一〇一九五
一一〇一九六	一一〇一九六
一一〇一九七	一一〇一九七
一一〇一九八	一一〇一九八
一一〇一九九	一一〇一九九
一一〇一〇〇	一一〇一〇〇
一一〇一〇一	一一〇一〇一
一一〇一〇二	一一〇一〇二
一一〇一〇三	一一〇一〇三
一一〇一〇四	一一〇一〇四
一一〇一〇五	一一〇一〇五
一一〇一〇六	一一〇一〇六
一一〇一〇七	一一〇一〇七
一一〇一〇八	一一〇一〇八
一一〇一〇九	一一〇一〇九
一一〇一　〇	一一〇一　〇
一一〇一　一	一一〇一　一
一一〇一　二	一一〇一　二
一一〇一　三	一一〇一　三
一一〇一　四	一一〇一　四
一一〇一　五	一一〇一　五
一一〇一　六	一一〇一　六
一一〇一　七	一一〇一　七
一一〇一　八	一一〇一　八
一一〇一　九	一一〇一　九
一一〇一　一〇	一一〇一　一〇
一一〇一　一〇一	一一〇一　一〇一
一一〇一　一〇二	一一〇一　一〇二
一一〇一　一〇三	一一〇一　一〇三
一一〇一　一〇四	一一〇一　一〇四
一一〇一　一〇五	一一〇一　一〇五
一一〇一　一〇六	一一〇一　一〇六
一一〇一　一〇七	一一〇一　一〇七
一一〇一　一〇八	一一〇一　一〇八
一一〇一　一	

目 次

附	4 會の財政	八四
關東州會制及同施行規則	一六五	
會事務所處務規程準則	一八九	
會會計事務規程準則	二一〇	
會物品取扱規程準則	二三五	
會有給更員並名譽職員給與規程	一四五	
會規則及會規程實例	一五五	
一、會有給更員退職及死亡給與金規則	一五五	
二、會稅賦課徵收規則	一五六	
三、特別稅規則	一五九	
四、手數料規則	一六〇	
五、督促手數料規則	一六一	
六、普通學堂授業料徵收規則	一六一	

二 會 制 度	四
1 會の執行機關	七一
2 會の諮問機關	七三
3 會の施設事業	七四
(一) 教育に關する施設	七四
(二) 勸業に關する施設	七六
(三) 市場	八二
(四) 屠場	八三
(五) 公設浴場	八四
4 市 の 財 政	五四
(十) 街燈	五四
(九) 墓地	五四
(八) 火葬場	五四
(七) 屠場	五四
目 次	五三

目 次

六

七、公設市場使用料規則	一六三
八、公設市場使用料規則施行細則	一六五
九、屠場使用料規則	一六六
一〇、公設浴場使用料規則	一六七
一一、種豚使用料規則	一六八
一二、基本財產蓄積規則	一六九
一三、戶別割賦課等級規則	一七〇
一四、普通學堂職員宿直賄料及宿舍料給與規程	一七一
一五、會計員身元保證規程	一七二
一六、會有給吏員特別給與金規程	一七三
一七、會事務所建築積立金並管理規程	一七四
一八、普通學堂建築積立金並管理規程	一七五
一九、橋梁架設資金積立規程	一七六
二〇、會有給吏員退職及死亡給與金並特別給與金積立管理規程	一七七
二一、苗圃組合規約	一七八

關東州に於ける地方行政

關東州に於ける地方行政の沿革

1 古代より明朝時代

滿洲に於ける先住民族を肅慎と云ふ。肅慎は今を去る約三千年の昔、漢南より滿洲に遷り、現今の東三省を中心とし、其の勢、東蒙古、朝鮮の北部、露領黑龍州、沿海州に迨び。又、扶餘族あり漢北より移りて滿洲の一部に住せり。是より先、中央亞細亞より出で、黃河流域に興起せる漢民族は、勢、山東を壓し、海を越えて遼東の地に入り、漢族東漸の先駆を爲す。殷末、箕子の朝鮮を建つるや、亦遼東の一部を領有せり。前漢の武帝の時、國威遼東より朝鮮北半を掩ひしが、其の末期に至り、前記扶餘族の裔、鴨綠江上流の地に高句麗國を建て、以て朝鮮民族の中堅となれり。其後に至りても滿洲に於ける民族競争は、激甚を極め、朝を稱し、國を肇めしもの少からずと雖も、古來此等に關する關東州地方の史實に就いては邈漠として知悉し難し。

て、懷化は其の東に在りしといふも其の所在を詳にせず。遼、四方を征し、宋を伐ちて之に勝ちしも、後、漸く衰ふ。東遼、蘇綱の一族、女眞來り侵して遼の地を併せ、國號を金と稱す。金は進んで宋を破り、其の餘力遠く揚子江に達す。關東州は當時其の東京路に屬し、皇統三年(1143)蘇、懷二縣を合して化成縣と爲し、後又再び金州と爲し、防禦を置けり。

成吉思汗蒙古より起り、頻りに四方を征す。金、亦、其の子、太宗の亡ぼす所となる。蒙古は後、國を元と稱す。元、金州を廢して、復州、岫巖、蓋平、海城の各地と共に、蓋平路に屬せしめ、遼陽等、處行中書省の管轄に歸せり。後、至元六年(1269)蓋州路の東京支郡となり、尚、蓋平に隸屬せり。元末、國運衰ふるや、流賊四方に起り、金州の地、亦屢々其の窺ふ所となる。至元十一年(1274)賊徒陳祐、山東より來り、金州を陥れしも、後、敗れて山東に逃る。同十九年賊將關先生、北より來り、海、蓋、復の諸州を侵し、金州亦、其の陥るゝ所となり、殺掠を蒙り、慘害甚しかりしといふ。後、繼に之を討平することを得しも、之より地方の擾亂常に止む時なかりき。

明之初、太祖の武力、尙、僻脈に普からざるに乘じ、遼東の群雄互に相争ひ、兵亂絶えざりしが、洪武四年(1371)大都督府、斷事、吳立、詔を承けて遼東に入り、金州にありて新附の官民を貲す。明の遼東經營は是より始まる。元の參政、劉益、遼陽の圖籍を捧げて、明に降りしに、洪保、高家の徒、之

惟ふに、關東州は、唐、虞、夏、殷の代に在りては、所謂遼東一帶は青州(今の山)の地域に屬し、周代(西周紀元前11世紀……以下括弧内)に至りて幽州(今の河北)に隸屬したりしものゝ如し、戰國の世(前324-前221)に至りて燕國國勢大に振ひ、今の遼陽地方を併せて其の治下に置く。燕亡び秦之に代り漢更に之に代るや遼東の地、亦、舊によりて、幽州に屬し遼東郡と稱せり。當時、郡下に十八縣を置けり。中に沓氏縣と稱するあり。又、晉王武帝の時、幽州遼東郡に九縣を置く、之に東齊(齊南は齊)と稱するものあり。史家之を今之金州又は旅順に比定す。後悉く高勾麗の領有する所となれり。隋、陳を滅して天下を統ぶるや、帥を起して高勾麗を攻め、來り戰ふこと三度に及ぶ。當時、隋軍が辛じて陥ることを得し車耆城は、今之金州大和尙山上に舊蹟を存するもの即ち之なりと傳ふ。唐の起るや、太宗東征の帥白鳳子に上陸し牧羊城に入り大赫山(大和尙山)を過ぐ、戰利あらず、遂に水帥を鴨綠江より還せり、金州南關領の名は、當時北進軍苦戦の餘、難過嶺と稱したるより出でたりといふ。

安史の亂によりて唐の勢漸く衰ふるや、北方の満人、自立して渤海國を建つ。關東州の地、亦、其の治下にありて杉蘆郡に屬せりといふ。然れども、當時渤海の版圖は開原以南に及ばざりしとの説あり。唐の末期に當り、東胡の一種契丹、國を建て渤海國を伐つて之を滅し、後、國號を改めて遼と號せり。當時、今之金州及復州地方に、蘇州安復軍を置き、來蘇、懷化二縣を統べしむ。來蘇は今之金州にし

と争ひ劉益を殺し奔つて、元の殘將、納哈に投す。明將馬雲、葉莊等山東の兵を率ゐて金州に入り、進んで遼陽に至り、軍衛、屯田の制を立て學校を興し、邊務大に整ふ。洪武六年⁽¹³⁷³⁾元の殘將納哈、兵十萬を率ゐて遼河を渡り、來つて金州に迫る、葉莊之を盡平に破る。洪武八年⁽¹³⁷⁵⁾納哈、再び來りて金州を攻圍す。指揮同知、韋富、孤城を守り、善戰九箇月に及ぶ。敵遂に圍を解きて去る。

是より先、洪武五年⁽¹³⁷²⁾六月明再び金州を置き、洪武八年金州衛を置く。洪武二十八年⁽¹³⁹⁵⁾州治を廢して衛治と爲す。(今)の金州城廓は洪武十年⁽¹³⁷⁷⁾舊土城を廢し更に現在の位置に築城し清の乾隆四十三年⁽¹⁷⁷⁸⁾再び修築せるものなりと云ふ)元末、明初に亘りて、頻年倭寇のことあり、明甚だ之に苦む。明成祖永樂十七年⁽¹⁴¹⁹⁾遼東總兵官、劉江、謀を設けて、大に之を望海窩に破る。倭、是より敗て遼東を窺はず邊民漸く安堵するを得たり。萬曆二十年⁽¹⁵⁹²⁾豐臣秀吉の朝鮮を攻むるや、明神宗朝鮮を援げて纔に境邊を保つを得たりと雖、爲に國內大に疲弊す。北方女眞の一族、愛親覺羅氏世々興京に居る。族長、努爾哈赤に至りて勢大に振ひ、元啓元年⁽¹⁶¹⁶⁾遼東を席捲し、來つて金州を侵すに及び州内の居民多く走りて難を山東に避く。天啓七年⁽¹⁶²⁷⁾明軍來りて旅順に城を築き以て之を防ぎしも戰、利あらず、城兵悉く之に死し、城即ち毀たる。

是より先、努爾哈赤、明の正朔を廢し、國を肇めて後金と號し、其子太宗、國號を改めて清と稱す。

2 清朝時代

清時代に於ける東三省の行政は専ら軍治に據り配するに、僅かに文治を以てせるに過ぎざりしも、獨り盛京省に在りては他の二省に比し多く文治を加味せり。

盛京省の官制は盛京將軍、盛京五部、奉天府尹の三機關より成れり。

(一) 盛京將軍衙門

盛京將軍は順治元年⁽¹⁶⁴⁴⁾八旗官制を定め東三省に駐防將軍以下の武官を設け、省内に於ける兵馬の事

六

務を總督せしめ、以て未だ定らざりし人心の動搖を防ぎ、地方の治安を保たしめたるに出づ、初め盛京五部及奉天府尹と各其の權限に依りて互に鼎立したるが爲、辦理一々相參差し、施政の敏活を阻害すること甚しかりしを以て、光緒二年(1876)官制を改め之れが統一を計れり。即ち盛京將軍をして其の本務に屬する駐防將軍、事務の外盛京五部に屬する兵、刑二部の事務を掌理せしめ尙兵部尙書、都察院、右都御史の待遇官をも兼ねしめ以て全省の文武官を監察せしむると共に、旗人、民人に關する地方事務を總べ併て糧餉の事務を兼理し、更に奉天府尹の資格を以て一般民政を統轄せしむ。茲に於て省内の庶政はじめて統制を得たり。

□ 將軍衙門の組織、管掌及其の統屬

組織及管掌事務

將軍……屬員(主事若干人)……管掌事務
統……屬(筆帖式若干人)

盛京將軍(刑部尚書、都察院、右都御史を兼ね兵、刑二部の事務を掌理し併て奉天府尹を兼ねる者)……副都統……城守尉……協領

(二) 盛京五部

イ 盛京五部及其の沿革

盛京五部は元清朝尙盛京に都せるの當時六部承政の官を置きたるに出づ、順治元年(1644)都を燕京に遷して後一度之を廢止せるも更に之を復活し各部に侍郎及他の官屬を配せり。雍正八年(1730)滿洲尙書一人を置きて之を總理せしめたるも、後之を廢し各部獨立して其の事務を掌理せり。光緒二年(1876)の大改定に際し兵、刑二部は盛京將軍の兼理する所となり、實權漸く盛京將軍の掌中に歸し各部侍郎は事實に於て將軍の輔佐官に過ぎざるに至れり。

□ 盛京五部の組織及管掌

一 戶部……侍郎……屬員(經會司庫中、官有地及旗地の租稅徵收、官吏薪俸支給)……管掌事務
二 禮部……侍郎……屬員(左司中、官吏薪俸支給)……管掌事務
三 兵部……盛京將軍……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四 軍機處……軍機大臣……屬員(官有地及旗地の租稅徵收、官吏薪俸支給)……管掌事務
五 領事館……領事……屬員(官有地及旗地の租稅徵收、官吏薪俸支給)……管掌事務

三 兵部……盛京將軍……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

二十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

三十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

四十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

五十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

六十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

七十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十四 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十五 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十六 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十七 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十八 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

八十九 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

九十 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

九十一 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

九十二 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏薪俸支給)……管掌事務

九十三 領事館……領事……官……屬員(下至司庫中、官吏

一 保甲 保甲の制は其の沿革甚だ遠く、周に比閭鄰里の制、枕里連郷の制、什伍の法あり。秦漢以後清國に於ける自治の制度は之を概説すれば、隣保團結の關係に依りて成れる地方自治と専ら經濟上の必要に基く、會館、公所の如き所謂組合的の自治とに分つを得べし。茲に自治制度と稱するは専ら前者を指すに在り。

(四) 自治制度

清國に於ける自治の制度は之を概説すれば、隣保團結の關係に依りて成れる地方自治と専ら經濟上の必要に基く、會館、公所の如き所謂組合的の自治とに分つを得べし。茲に自治制度と稱するは専ら前者を指すに在り。

奉天府尹
〔二品、都察院右
事務を行ふ〕
道
府
州

組織及管掌事務
奉天府尹
〔副都御史の輔佐官
事務を行ふ〕
道
府
州

□ 奉天府尹衙門の組織、管掌及其の統屬

順治十四年(1657)遼陽府を改めて奉天府を置く。當時盛京將軍をして兼官たらしめしも乾隆三十年(1765)に至り盛京五部侍郎一人を以て之に代らしめたり。元府尹の職は一般民人に關する行政事務を掌理するに在りと雖、旗、民交渉の訴訟は盛京刑部の管掌する所なりしが、勤もすれば其の掌財を受くるの不便ありしを以て、後改めて刑部の裁判權を縮小し、新に府尹の管掌に歸せじめ府尹に對して「品禁副都御史の待遇官を兼ねしめ、以て各省に於ける巡撫の事務を行はしむるに及び、將軍と協同して一省行政の紀綱を保持するに至れり。

□ 奉天府尹及其の沿革

順治十四年(1657)遼陽府を改めて奉天府を置く。當時盛京將軍をして兼官たらしめしも乾隆三十年(1765)に至り盛京五部侍郎一人を以て之に代らしめたり。元府尹の職は一般民人に關する行政事務を掌理するに在りと雖、旗、民交渉の訴訟は盛京刑部の管掌する所なりしが、勤もすれば其の掌財を受くるの不便ありしを以て、後改めて刑部の裁判權を縮小し、新に府尹の管掌に歸せじめ府尹に對して「品禁副都御史の待遇官を兼ねしめ、以て各省に於ける巡撫の事務を行はしむるに及び、將軍と協同して一省行政の紀綱を保持するに至れり。

八

刑部・盛京將軍・官・屬員
〔人以下至る〕管掌事務

五 工部・侍郎・屬員
〔人以下至る〕管掌事務

四 三、盛京族民交渉事件の裁判

人參摺者者の裁判

一、鹽場、陵寢、官署、公廟、祠宇の營繕

二、稅不場及貿易の管理

官船の修繕

官馬の供給

四、火藥、鐵器、刀劍、弓箭の監督

官船用馬の供給

官馬の修繕

官馬用馬の供給

に里、亭、鄉の法、三長の制あり唐に至りて初めて保甲の制あり。清朝順治元年(1644)總甲の制を立て康煕四十七年(1708)更に舊稱に依りて保甲の制を定む。爾後殆ど改廢する所なし。

保甲は一般に州縣の統轄を承く、一般の戸籍及警察事務の補助機關たり。各戸に門牌を給し家長の名、丁男の數を記し別に牌冊を填註して毎歲之を州縣に呈交し保甲清冊を編造するの料となせり。其制十家を牌とし十牌を甲とし十甲を保とす。牌頭、甲長、保正を置く、所有城市、鄉屯、壠廩、寺觀、店埠、棚寮、邊徼、船舶皆等しく甲を編し専ら糾盜を謀れり。牌頭、甲長、保正は各所屬團體の民人中文字を識り誠實にして、且つ恒産あるものに就て之を公舉せしめ、州縣の認可を経て事に當らしめ年を限り更代せしむ。

二 郷村 郷村自治の制度は明の里老の遺制なり。其郷に於て衆人の推服する年高有徳の者に就き州縣の認可を得て之を選舉し一人の長を置く。之を鄉老鄉長又は鄉約と稱又は守事人と謂ふ。専ら地稅の徵收、州縣物品の運搬を辦じ堤防道路の修繕材料を提供し、或は委任に屬する事務を處理す。其他廊壁の築造、市場の取締、收穫物の警衛、廟宇の修築を掌理し鄉民の葛藤を仲裁し、兼て一般公共的事務を助長處理するを任とす。

イ 軍 治

旗制及其の編成

一 旗の沿革 旗の制は清の太宗即位の年に始まる太祖始めて大業を起すや、當時兵備に百人甲三十副(組)と稱す。後之を四旗に分ち旗色を定めて黃旗、白旗、紅旗、藍旗と謂ひ更に加へて八旗と爲し前四旗を正黃、正白、正紅、正藍と名づけ後四旗を鑲黃、鑲白、鑲紅、鑲藍と稱せり。初め滿、蒙、漢を別たゞりしも後蒙古八旗を別ち、更に漢軍八旗を分てり、其の編制の人員は初め舉兵の當時、兵百人を十牛糸に分ちて各之に長を配せり。太祖辛丑の年改めて兵三百を以て一牛糸(一隊)を編し、牛糸額眞(隊長)一人を置き之を統轄せしむ。後八旗を編成するに及び、每旗の兵を三百とし牛糸額眞一人を置き五牛糸を一甲喇とし甲喇額眞一人を置く。五甲喇を一岡山とし岡山額眞一人を置き、更に改めて毎岡山に左右の梅勒額眞二人を置けり。天總八年(1648)額眞の稱を廢して章京と改めたるも岡山は尙ほ舊稱を存せり。順治十七年(1660)武官の稱を漢字名に改め都統、副都統、參領、佐領と稱す。

二 旗の編制

旗の編制は其の旗の沿革に依りて相異なれり。
(イ) 禁旅八旗 禁旅八旗は在京の諸營に隸し専ら京師の警備に任じ、禁城、京城、行幸扈從及苑囿守備の任を分擔す。共に滿洲、蒙古、漢軍の各營を立て、合して二十四旗となす。旗の編制は佐領

を單位とし一佐領に屬する旗兵三百を制とす。後佐領の數を増加するに及んで兵數百五十となる。

増減度あり。

(四) 駐防八旗 駐防八旗は各省各城に隸し幾輔駐防、各省駐防及陵寢駐防の三とす。分駐して近畿、各省、東三省、蒙古新疆省並陵寢の警備に任ず。而して其の編制禁旅八旗と大差なきも滿蒙漢各軍の混成に依りて營を組織する點に於て異なれり。兵種亦多少の差あり。而して關東州は所謂奉天省下に屬し駐備の軍は總て駐防八旗に屬せり。

州内各族邊旅順水師

一 金州十三旗 金州廳下の旗兵は金州が未だ蓋平に屬したりし康熙十九年(1680)滿洲兵百名を置き外に土著の漢民中より兵員二人を選抜し、驍騎校を授け無銃の兵百名を置きたるに始まる。此等の漢民は元遼東土著の民にして、明末兵亂を廣鹿島に避け、順治十三年(1656)招致せられて民籍に入りたるものに係る。同二十年城章京を置き同二十六年漢軍三旗を編成し、別に滿洲蒙古兵八百名を増員す。同三十年編制を改め新に防守尉を置き滿軍八旗、漢軍三旗及蒙軍一族を統べしむ。同四十年防守尉を改め城守尉を置く。兵員五百六十名とす。道光二十四年(1844)熊岳副都統を金州に移す。即ち城守尉に代ふるに協員一員を以てし、兵員を増加して一千名と爲し、西方復州より岫巒の地域に添ひ熊岳城以南

遼東半島一帯に於ける軍事を督せしむ。光緒二十三年(1897)都統衙門の組織及各旗署の編成を改む。即ち協領一員を増して二員と爲しこれを左右に分ち鑑黃、正黃、正白の三旗に各一員の驍騎校を増加し兵員總數一千二百五十八名と爲せり。此の編制は光緒二十六年七月二日露軍金州城占領の時に及び。

二 復州旗界の一部 現今租借地域は元金州十二旗の外復州協領の所管に屬する鑑藍旗界の一部（復州興社五島）及快馬廠管内于家平房以西（復州永社の一部）並に快馬廠東方高家屯附近（復州義社の一部）に於て各々復州旗界の一部を包含せり。

三 旅順水師 旅順水師は康熙五十三年(1714)周山貝子、蘇諾大學士、松柱九卿の奏請に依りて設立せらる。山東省青州の鎮北營を撤廢して其の戰艦十隻及各種の兵器を移し、協領一員、佐領二員、防禦四員、驍騎校八員、筆帖式一員、領催兵五百名、船工水手一百名を配し營を旅順港口の北に置き以て海備に充つ。

軍 衙 門

光緒二十六年(1900)に於ける旗衙門の組織及統屬左の如し。

(イ) 副都統衙門

各房に經承各一人各班に總役各一人を置き外に衛役若干名を附す。

民　社

一 金州五社 金州同知衙門は其の管轄區域を五社一島區に分割し各區に保甲の制を布き鄉約を置けり其の區劃左の如し。

旅安社……	旅順民政署管内一團
	大連民政署管内二團
南金社……	金州民政署管内的一部
雨金社……	普蘭店民政署管内的一部
堆金社……	金州民政署管内的一部
	鯤子窩民政署管内的一部
積金社……	普蘭店民政署管内的一部

廣鹿島……

鯤子窩民政署管内長山列島

二 復州社界の一團 以上は元金州同知衙門の所管に屬す。然るに現今關東州の地域は此の外元復州所管の區域にして、現在普蘭店管内の一團に屬する復州義社及永社の一部（現今の快馬廳會）並復州興社（現今の風鳴島會）に屬する五島列島を包含せり。

三 保甲 金州五社の區域は更に之を數甲に分ち保正甲長を配し、保甲内に於ける門牌牌、牌冊を整理し重案を官に報し糾盜に努む。甲午戰役の前後に於て別に壯丁を徵募し團練所を置けり。

四 鄉約 各社に鄉約を置く、一般民事行政の補助機關たるの外專ら力を徵稅の事に致せり。南金堆金の二社は倉房之を管し積金、雨金、旅安の三社及廣鹿島區は戶房之を管せり。後、光緒二十三年（1897）總て戶房の所管と爲せりと。

3 露治時代

露國の東方經營に努力するや一朝一夕のこと非ず、一度日本をして遼東半島を清國に還附せしむるや、直に入りて之に代り義和團の變起るや乘じて之を強占するに到れり。後、其の施政の全部を擧げて日本に讓渡するに至るの間之を分ちて二期となすべし。

(一) 軍 治

一 占領時代 露國は千八百九十八年バプロツフ條約に據り關東州の租借権を獲得し、同月陸海軍を派して旅順及大連を占領せしめ其の本國に於ける府縣制と同一方式に依り軍政部を設置し部長、助役及書記を置く。

今日の關東州は清治時代には其の稱なかりしも、露國が右租借條約に依り旅順及大連灣竝右兩港接續の兩水面を租借してより以來此の租借區域の公稱として用ひられしに始まる。蓋し關東州の稱は山海關以東滿洲の總稱たる關東の地名に起因するならんか。

二 臨時關東州廳官制時代 千八百九十九年八月に至り關東州統治假規則を制定し、關東州廳を旅順に設け皇帝より親任せる州長官を置き、軍民兩政を統轄せしむ。同年十一月アレキシーフ最初の州長官として莅任せり、州長官は陸軍司令官及太平洋司令長官を兼ね、軍管監司令官、聯合艦隊兼軍港司令官としての同一の權限を有し、特に重要事項を除くの外獨斷專行することを得、其の州に屬する副司令官、陸軍會議、參謀部、狙擊團竝陸軍各部の各機關を統率し軍政の一切を掌理し特に其の所管の軍法會議は沿海黒龍江地方軍法會議に隸し州内に其の出張所を置けり。

三 臨時極東統治條例時代 千九百三年露國政府は臨時極東統治條例を布き極東太守府及極東太守を

置く。其の管轄する所の地域は後貝加爾、黑龍、沿海、勘察加、關東の諸州及大連市竝撫太島、東清鐵道會社の所管區域に亘り。而して極東太守は皇帝の親任に膺り極東の最高長官として皇帝に直隸し、極東百般の施政を統監し兼て太平洋上の海軍及太守府所屬の軍隊統帥、極東外交の監督其の他諸般の特權を附與せられたり。アレキシーフは關東州長官より此の榮位に轉ぜり。

(二) 民 治

一 州廳 初め露國の關東州に據るや、其の勢力僅に旅順大連の占領區域を出でず、清國地方長官たる金州廳海防同知は舊に仍りて依然政權を掌握し、陰に術策を弄して施政の妨碍を試むること一再にして止まらず、地方人民亦之に策應し秘に暴動を企畫するものあるに至る。州廳之を偵知するや豫め之に備ふる所あり、突如兵を發して金州城を占領し、清國官吏を放逐し臨時關東州官制を布き、州長官の上に民政部、財務部、外交部を置く、千九百三年臨時極東統治條例を布くや、關東州廳の統治機關は州長官の下に州行政會議を置き、官房、醫務、建築、道路、量地、林業、獸醫の各課を配し財務部を置き別に四區廳、三市廳、村落行政機關及裁判所を置けり。

二 地方行政 地方の行政は一般行政と特別行政の二に分たる。

(1) 一般行政

一般行政は州長官に直屬する民政部長之を統ぶ。行政及警察の兩部に岐たる。而し

て其の所管の地域を四市五區に分ち、區下に聯合村團を置き團下に村を置けり。

(1) 市制 旅順、大連、鰐子窩及金州に市制を布く。大連は特に特別市制を布き、大藏省指揮の下に東清鐵道會社之が建設に當り市長、市參事會を置く。旅順に市會を置き、鰐子窩に臨時鰐子窩區長を置く。而して大連市を除くの外後改めて市廳を設置せり。

(2) 村落行政機關 關東州中市制施行地域以外を統轄するが爲、聯合村團を置き各行政區を定む、而して各區に區長及村長を置く、而して區長は土人中より民政部長之を選抜任命し、村長は村會に於て之を選舉し區長之を任命せり。各行政區劃は後之を村落行政機關と稱せり。其の區劃左の如し。

行政區名	聯合村(有給)	村會(有給)	屯
島嶼旅金亮魏 甲子窩 順州店			
	二四四五四	一二	
		二三	
		三九五	
		三七八	
		三七四	
		二五	
		三九六	
		二九	

島嶼行政區は後其の東部を鰐子窩に西部を金州に併合せり。

(2) 特別行政 特別行政は州長官の下に外務省所屬の外交官を置きて涉外事務に當らしめ、財務部長を置きて財政事務を掌理し、帝國會計検査院監督の下に會計検査を司り、內務省管轄の下に郵便電信事務を處理し、陸軍工務部監督の下に建築道路の行政を司り、別に州長官に屬する鑛山技師を置きて鑛山の調査に關する事項を處理せり。

三 司法行政 裁判所は第一審通常裁判所として旅順に地方裁判所を置き、之に對する控訴はイルクーツク控訴院之を管轄す、併せて勸解裁判所を置き別に土人裁判所を置けり。土人裁判所は州内土人間に生じたる民事訴訟事件を管轄し特に土人の慣習に依りて之を審理せり。

4 我が統治時代

(一) 軍政時代

我が軍閥東州に入るや明治三十七年五月先づ金州軍政署を開始し、次で大連軍政署を設置し、軍務の帮助と地方人民の慰撫に當らしめたり。當時金州軍政署は管轄區域最も廣く、行政上の施設頗る複雜なりしを以て、同年六月金州軍政署行政組織並事務綱領を制定告示し、管内に五箇の民務區を設け各

事務を處理する爲、我軍憲監督の下に公共的團體の組織を見るに至れり。即ち明治四十年二月都督府は府令第九號を以て衛生組合規則を定め、民政署長の必要と認むる區域内に衛生組合を設置せしめ、之をして汚物掃除、清潔方法、消毒方法其の他傳染病豫防救治等公衆衛生に關する事務を擔當せしむることゝし大連、旅順、金州に之を實施せり。當時衛生組合は市民唯一の公共機關にして、選舉に依り委員を擧げる等略々自治體の形體を有せしも、其の管掌する事務は僅かに衛生事務の一部に過ぎず當時尚施政草創の際にして素より施設の普及も期し難く、旅順及大連の市街地に於ては別に實業會、町内會、聯合町内會等年を逐ふて諸種の私設團體簇生し、其の結果漸く弊害を生ずるに至りたるを以て、大連市民中全市の各團體を統一して一團となし、團結融合の實を擧げんとの目的を以て市の設置方を建議するものあるに至れり。顧るに戦後一時に蟄居せる關東州内の邦人は當初去來恒なく土著心に乏しかりしが、環境の安定に伴ひ漸次居住地に愛着心を生じ、自ら公共思想の發達を醸成するに至りたるを以て、都督府は時代の趨勢に鑑み、自治の訓練を爲し徐ろに他日の素地を爲すの堅要なるを認め、大正四年九月府令第二十六號を以て大連及旅順市規則を制定し、從來の衛生組合を廢止して新に市を置き、同年十月一日より之を實施せり。

會制度に關しては從來何等法規の據るべきものなく、其の地方の慣習を參照し、常に警察官吏の監督

民務區内に若干會を分設し、各會内に若干村を配置する制を定め、住民の名望ある者を民務長以下に選任し、以て我軍政の徹底を期したり。會とは我内地の町又は村に相當し、村(後に屯と稱す)とは略々内地の大字に類似せり。遼東守備軍時代に至り我軍政は漸く其の緒に就き、地方行政に關しても色々其の基礎を定めたり。明治三十七年十二月遼東守備軍政規則を發布し、舊露國租借地域を旅順、大連(青泥窪)、金州の三政區に分ち、之に軍政委員を配置し、金州政區は更に五管區を設け、陸軍士官又は高等文官を以て管區長に充て、從來の民務所は之を廢止し、且つ會長、村長(後に屯長と稱す)の職務を定むる等漸く施設の統一を得るに至れり。翌三十八年關東州民政署設置せられ、軍政署を撤廃し制度の刷新を見るに至りたるも、會屯制度に付ては多く更改する所なし。

(二) 都督府時代

一一一

明治三十九年九月關東都督府の設置せらるゝや、關東州内を旅順、大連、金州の三區に分ち地方行政機關として民政署を置く。明治四十一年十一月州内を二區に分ち旅順、大連を民政署として金州民政署を廢して大連民政署の支署となす。金州民政署の下に普蘭店、貓子窩の二出張所を置けり。

市制に關しては邦治の初期大連及旅順は既に市街地として急速なる發達を爲し、明治三十八、九年の

交既に大集團地なりしが、草創の際未だ自治團體を組成するの機運に達せず、單に汚物掃除其の他の事務を處理する爲、我軍憲監督の下に公共的團體の組織を見るに至れり。即ち明治四十年二月都督府は府令第九號を以て衛生組合規則を定め、民政署長の必要と認むる區域内に衛生組合を設置せしめ、之をして汚物掃除、清潔方法、消毒方法其の他傳染病豫防救治等公衆衛生に關する事務を擔當せしむることゝし大連、旅順、金州に之を實施せり。當時衛生組合は市民唯一の公共機關にして、選舉に依り委員を擧げる等略々自治體の形體を有せしも、其の管掌する事務は僅かに衛生事務の一部に過ぎず當時尚施政草創の際にして素より施設の普及も期し難く、旅順及大連の市街地に於ては別に實業會、町内會、聯合町内會等年を逐ふて諸種の私設團體簇生し、其の結果漸く弊害を生ずるに至りたるを以て、大連市民中全市の各團體を統一して一團となし、團結融合の實を擧げんとの目的を以て市の設置方を建議するものあるに至れり。顧るに戦後一時に蟄居せる關東州内の邦人は當初去來恒なく土著心に乏しかりしが、環境の安定に伴ひ漸次居住地に愛着心を生じ、自ら公共思想の發達を醸成するに至りたるを以て、都督府は時代の趨勢に鑑み、自治の訓練を爲し徐ろに他日の素地を爲すの堅要なるを認め、大正四年九月府令第二十六號を以て大連及旅順市規則を制定し、從來の衛生組合を廢止して新に市を置き、同年十月一日より之を實施せり。

會制度に關しては從來何等法規の據るべきものなく、其の地方の慣習を參照し、常に警察官吏の監督

の下に地方公共事務に付自治的に之が訓練を爲し來れるに過ぎず、從て何等積極的施設の見るべきもの寡なかりしが、施政以來銳意我官憲は之が指導に當り、教育機關の増設、苗圃設置其の他の産業の奨励等地方開發に關し、近時稍其の面目を一新せるも、上述の如く制度の確立せるものなく指導區々にして統一を缺き、發達遲々たりしを以て、其の制度を確立して之が統一改善の必要なるを認めたりしも當時、會の實情は内地同様の自治制度を施行すること尙早なりしを以て、大正八年二月民政長官の依命通牒を以て大要内地其他殖民地に於ける行政に準據し、會行政準則及其の附屬諸規則を制定施行し、以て會行政の整備刷新を圖れり。之に依て會に會長を置き、民政署長又は民政支署長の指揮監督を受け、一面官治行政の補助を爲さしむると共に、會の自治機關として會務を處理せしめたり。會には特別の事情ある場合には副會長を置き、會長事故あるときは副會長又は上席書記之を代理す。會は又書記若干人を置き會長の命を承け、庶務會計の事務に從事し、別に出納役を置かずして出納に關する一切の責任は會長に負はしめ之を掌理せしめたり。會の下に小行政區劃として街、屯あり。街、屯には處務便宜の爲め街、屯長を置き、會長の職務を補助執行せしむ。街、屯長の下には其の代理者若くは區長を置くことを得せしめ會長又は街、屯長の補助機關として、其の區域内に於ける所定の事務を處理せしむ。

會長及書記は有給更員とし、街、屯長及其の代理者等は名譽職とし、總て民政署長又は民政支署長之を任命せり。會には諮問機關の如き別段の組織なく、街、屯長會を以て之に充てたり。即ち街、屯長は一面に於ては會長の補助機關と爲り他面に於ては街、屯長會員として會長の諮問機關と爲り會の自治行政に關する特定の事項に付、會長の諮問に應じ以て民意の暢達に便せり。

(三) 關東廳時代

大正八年四月都督府を廢して關東廳を設置するや、同年八月州内を大連、旅順、金州の三民政署の管轄に分てり、即ち從前の金州民政支署は之を民政署とし、普蘭店及鴉子窩の二出張所は金州民政署の支署とし、以て三民政署二支署の制に改め、次で大正十三年十二月金州民政署を廢して金州民政支署を置き普蘭店及鴉子窩民政支署と共に大連民政署の管轄に屬せしめたり。昭和五年十月更に金州、普蘭店、鴉子窩三民政支署を民政署とし州内は五民政署の管轄となれり。

市制に關しては其の後時運の推移と市勢の現状とに鑑み、大正八、九年に亘り大連及旅順市規則中に教育及衛生の事務に付市に常設委員の設置を認め、又大正十年十一月大連市に於ける市會議員の定員增加と共に、之が選出方法を官、民選各半數に改め其の他の市の掌理すべき事務の範圍に付逐次之を擴張し高等女學校及商工學校の經營其の他廣く社會事業に關する施設經營を爲さしむる等、市制度の

貌 普 金 旅 大		區 別	市 數	區 數
計	子 關 通			
二	一	一	一	一
九	一	一	一	一
三	一	一	一	一
六	一	一	一	一
三	四	八	一	一
五	三	九	一	一
五	七	五	一	一

月大連民政署を廢止して州内の大連市の区域を除くを四民政署の管轄とせり。現在州内行政區劃は二、

市六十四會にして市、會、街、屯數を舉ぐれば左の如し。

昭和九年十二月二十六日附勅令第三百四十八號を以て關東局官制公布せられ在滿洲國大使館に關東局を又關東州に關東州廳を置き、關東州廳長官は大使の指揮監督を承け關東州内の行政事務を管理することとなれり。
而して昭和十二年五月關東州廳の大連移轉及治外法權の撤廢に伴ふ關東局機構の改革に依り同年十一

内容に付逐次改正を施せり。然れども市規則に依る市制度は過度時代に於ける便宜の制度なりしを以て、市制の根本的改正に付、市制調査委員會を定め、旅大兩市に於ける官民有識者を擧げて委員と爲し、慎重之が研究討議を累ねしむる所ありたり。大連及旅順市規則に依る市制實施以來大連、旅順兩市の發展は駿々として顯著なるものあり、大正十三年に於ける人口は大連市は十四萬六千、旅順市は二萬一千を算し、之を市規則施行當時に比すれば殆ど倍加し、市住民の自治的訓練も亦年を逐ふて向上し、市勢の狀況亦昔日の比にあらず、是に於て多年の懸案たる市の自治制度を完備し、自治體たる市の實質を改善して益々其の發達を圖らんとし、市の過去及現況を參照し關東州市制を確立せんとし、大正十三年五月勅令第百三十號關東州市制の公布に依り、茲に多年の懸案たりし市自治制度の確立を見るに至れり。

(四) 關東州廳時代

二六

現 行 地 方 制 度

二八

現行市制は大正十三年五月勅令を以て公布せられ、同年八月一日より之を施行せり。而して本市制は本體に於て内地の市制に準據せるものにして、新制度に於ける主要なる點を擧ぐれば次の如し。

- (一) 市の法人格を認めたること
- (二) 市事務の制限を撤廢したこと
- (三) 市會議員の選出方法を改善したること
- (四) 市會に議長及副議長を新に置きたること
- (五) 市參事會を新設したこと
- (六) 市助役の選任方法を改め且つ任期を設けたること
- (七) 収入役を新設したこと
- (八) 區委員を廢し區長及其の代理者を置くを得せしめたること
- (九) 市の公益に關し市會に於て意見を提出することを認めたること

- (十) 市の記債權を認めたること
- (十一) 市稅の強制徵收に關すること

1 市の執行機關

市の執行機關は市長にして市長は市會の選舉推薦したる候補者三人中に就き大使之を選任す。市長の補助機關に助役、収入役、書記其の他の吏員あり助役及収入役は市長の推薦に依り市會に於て之を定め其の就職は大使の認可を要し、書記其の他の吏員は市長之を任免す。市長、助役、収入役の任期は四年とす。市長及助役は名譽職とし市規則を以て之を有給とするを得せしめ収入役、書記其の他の吏員は之を有給とせり。市は處務便宜の爲區を劃し區長及其の代理者を置き、(旅順市十四區、大連市七十八區)臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ區長及其の代理者又は委員は名譽職とす、區長及共の代理者は市住民中より、委員は市會議員、名譽職參事會員又は市住民中より市長の推薦により市會之を定む。

市長は市を統轄し市を代表す。助役は市長の事務を補助し市長故障あるとき之を代理す。収入役は市の出納事務を掌る。書記其の他の吏員は市長の命を承け事務に從事す。區長は市長の命を承け市長の

事務にして区内に關するものを補助す。區長代理者は區長の事務を補助し區長故障あるとき之を代理す。委員は市長の指揮監督を受け財産又は營造物を管理し其の委託を受けたる市の事務を調査し又は之を處理するものとす。

2 市の議決機關

市會の組織は大使の定むる所に依り選舉したる市會議員及選任したる市會議員を以て組織し其の定數は旅順市に在りては十六人、大連市に在りては四十一人とす。

議員の定數中旅順市に在りては十四人、大連市に在りては三十三人を民選とし其の市の住民たる日本人中被選舉權を有する者に就き選舉有權者之を選舉し其の他旅順市一人、大連市七人は官選とし其の市之の住民中學識名望ある者に就き關東州廳長官(旅順市に在り)をして選任せしむ。現在は總て滿洲人より之を選任せり。

市會議員は名譽職とし其の任期は四年とす。市會に議長及副議長を置き市會に於て議員中より之を選舉し其の任期は議員の任期に依らしむ。市會は市に關する事項及法律勅令に依り其の權限に屬する事項を議決するものにして大體内地の市制に準ぜり又市に市參事會を置き、市長、助役及名譽職參事會員の權限に屬する事項等なり。

3 市の施設事業

を以て組織す。名譽職參事會員の定員は六人として市會に於て市會議員中より之を選舉す。

名譽職參事會員の任期は市會議員の任期に依る。市會議員任期満了の場合に於ては後任名譽職參事會員選舉の日迄在任す。市參事會は市長を以て議長とし市長故障あるときは市長代理者之を代理す。市參事會の職務權限は市會の委任事項を議決し市會に提出する議案を審査し其の他法令に依り市參事會の權限に屬する事項等なり。

- (五) (四) (三) (二) (一) 市公國
- 市社會事業の施設
- 教育に關する施設
- 衛生施設
- 教育に關する施設
- 社會事業の施設

(1) 廢尿作業

(1) 廃尿搬出

市内の作業区域を十三區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至三名を配し收去作業の監督を爲さしめたり。而して之が運搬用として小岡子、沙河口、聖徳の一部及星ヶ浦の四區には二頭立馬車を、晴明臺、靜浦の二區には一頭立馬車を使用し薩摩、山縣、大山、近江、伏見、乃木の各區及聖徳の一部即ち市の中権部たる區域は總て自動車輸送に依り北岡子糞池、及寺兒溝船積場に直送したり。

(2) 廃尿處分

市内東部より排出せる屎尿の一部（一七、二二〇石）は寺兒溝船積場に搬出して船積買受人に交付し其の他は北岡子糞池に輸送せり。

中部の内小岡子區より排出する屎尿の一部（一三、四八五石）は北岡子船積場に運搬し金州農會共の他の買受人に交付し他は北岡子糞池に直送し同糞池構内に於て東部及聖徳區の一部より輸送せる屎尿と共に生肥として旗順農會共の他近郊農民に賣却し、其の殘餘は同構内に設備せる淨化所を通過せしめて海中に放流處分せり。南部方面より排出する屎尿は同地方山狹に假設せる晴明臺糞池に搬出し買受人に交付し西部の沙河口、聖徳街方面より排出する屎尿は全部大連農會と契約をなし同農會設置の

(十) (九) (八) (七) (六)
公 務 墓 火 屠 會
葬 場 場 堂
地 燈

三二

(一) 衛生に関する施設

一、汚物掃除

本市に於ける汚物搬出作業は市の直營を本則とするも、作業区域の位置、地勢、交通關係其の他利害得失を考慮して比較的直營作業困難なる区域（埠頭構内、福昌華工宿舎、北岡子満人部落、小岡子露天市場、白雲山馬車收容所及寺兒溝）は之を請負に附し市は其の作業を監督せり。而して本市近來の急激なる發展は戸數、人口の著しき膨脹に伴ひ汚物排出量に於ても豫想以上の増加を來したり。

西山會及三春柳の兩糞池に搬出交付し星ヶ浦區は同方面買受人の假設糞池に搬出處分せり。

(2) 塵芥作業

(4) 塵芥搬出

全市を十三區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至四名を配置し作業の監督を爲さしめ巡査には星ヶ浦區に二頭立馬車を使用して同方面請負人の假設捨場に搬出せる外他は總て一頭立馬車を使用して市設北岡子捨場に搬出せり尙冬期間は採煤用石炭俵の排出多き爲自動車一日十臺を使用して之が搬出を爲したり。

(口) 塘芥處分

北岡子捨場に搬入せる塵芥は有價物擇別の請負人をして有價物を擇別せしめ殘餘は埋立に利用せり。而して昭和十二年度之が請負金額は六千六百圓に達せり。

(3) 汚水及淤泥作業

汚水は晴明臺、靜浦、星ヶ浦及西部の四區に、淤泥は全市を二區に分ち各區に衛生巡視及巡視夫一名乃至二名を配し之に所要の人夫、馬匹及リヤカーを配屬し污水は毎日、淤泥は一箇月一回の標準を以て本作業を施行せり。

汚水の終末處分は污水を公設下水道に放流するを最善の方法と爲すを以て私設下水道の敷設に就ては常に之が勧誘督勵に努め逐年敷設數を増加しつゝあり。

尙從來公設下水道の敷設なかりし老虎灘方面の區域に對し昨年九月より官に於て敷設工事に着手したるを以て市に於ても同方面居住者に對し私設下水道の敷設督勵に付之が専任の係を置き勧誘督勵に努めつゝあり。

而して本年中に於ける敷設申込は四百五十三件、千百六十四戸に達し著々其の効果を擧げつつあり、淤泥作業は各戸の污水溝に沈澱せる淤泥を浚渫し一頭立馬車を使用して北岡子塵芥捨場に搬出するの外中間督促の申込に對してはリヤカーを使用して迅速に本作業を施行せり、尙塵芥捨場に搬入せる淤泥は有價物搬出人請負人に依り石炭俵と混淆し堆肥の原料として賣却せらる。

二、道路清掃及撒水作業

(1) 馬糞拾集作業

市内道路の馬糞掃除は從來關東州廳土木課及市の協同作業として市街を播磨町より奥町に至る道路を境として東西二部に分ち東部は土木課西部は市の拾集區域と定め樞要街路は直營人夫を使用し其の他の請負に付し之が拾集作業を施行し來りたるも本年四月以降本作業全部を土木課に於て施行すること

となりたるを以て市は三月三十一日限り從來の作業を廢止せり。

(2) 撒水作業

撒水作業は街路の塵埃飛散を防止する爲四月より十一月中旬に至る間之を實施せり。而して其期間中氣温の關係上路面の乾燥度に相應あるを以て四、五、十、十一月は自動車十臺乃至十二臺、馬車十臺乃至十五臺を六、七、八、九月即ち盛夏には自動車十五臺、馬車二十二臺を使用し市内七箇所に設置せる給水所にて給水の上市内道路の大部分に亘り路面の構成、交通の繁閑等を考慮して一日二回乃至五回の標準にて適宜撒水を施行せり。

而して例年一日二百噸内外の上水を使用し來りたるも本年は之が使用を許されざると「コレラ」の發生に依り九月以降海水使用をも禁ぜられたる結果用水の不足を來し爲に一時撒水を中止したる箇所等もありて例年に比し撒水延間數並に使用水量等著しく減少し期間中の撒水延間數は六千百九萬八千二百二十四間にして其の使用水量は十一萬一千七百四十噸なり。

(3) 道路清掃

本作業は市内道路を土木課に於て施行し市は全市に亘り歩道の設けなき小道路（六間以下）の側溝を主として掃除を爲さしめ蒐集したる塵芥は手曳車又は馬車に依り塵芥捨場に搬出せしめたり。

(4) 除雪作業
本作業は除雪の都度人夫を使役して自効車及手曳車に依り除雪し適當なる地域に搬出せしめたり。而して之に使役したる人夫延數三千三百九人なり。

三、其他公衆衛生に關する事項

(1) 清潔法施行

清潔法施行は春秋二季各警察署主管の下に之を施行す市は検査日割並に施行標準を記載したる印刷物を市内各戸に配布し清潔法施行に關し市民の注意を喚起し其の徹底を期すると共に施行期間中は特に人夫、馬車を増配して排出物を迅速且清潔に搬出せしめ以て清潔法施行の實績を擧ぐるに努めたり。

(2) 傳染病豫防

傳染病豫防の目的を以て四月十五日より十月中旬迄の期間各戸の便盆及塵芥箱並に公設廁其の他不潔箇所に消毒殺虫剤及石灰を散布せる外六月八、九の兩日蠅取デーを施行し蠅に關する「リーフレット」

及標語ビラを各戸に配付すると共に自動車行列及映画館に於ける宣傳「ファイルム」映寫等に依り之が宣傳を行ふと共に各要所に消毒殺虫剤を配付し一般市民に無料交付し蠅族發生の防止と殺虫の徹底を期するに努めたり。

尙本年九月及十月に入りて當市に「コレラ」患者發生したるを以て警察と連繫し發生地城附近に便電、塵芥箱其の他不潔個所等の消毒を臨時に反復施行したる外官より用水、野菜類等の消毒用「クロールカルキ」の供給を受け市内各戸に配布し一般防疫に協力し其の萬全を期すると共に一面衛生作業に直接從事する吏員並に傭人、苦力等に對しては警察醫の出張を乞ひて各作業所毎に全員豫防注射を施行し以て衛生作業を順調に遂行したり。

(3) 衛生思想普及宣傳

公衆衛生思想の普及向上を圖る目的を以て八月二十日より九月十日迄の期間に於て市内七箇所に於て衛生活動寫真會を開催し無料にて一般市民の觀覽に供し映畫に依る衛生思想の普及向上に努めたり。

(4) 公 設 廁

公設廁は現在二十八箇所ありて專屬衛生巡視一人を置き監督に當らしむる外利用者の多寡及場所等を斟酌し一箇所若は三箇所に擔任の掃除人夫一人宛を配し絶へず清掃並に消毒を行はしめ清潔保持に努めつゝあり。

めつゝあり。

浪速町、吉野町、若狭町、西公園及宏濟街公設廁は店舗住宅その他を附設せる建物に改築し浪速町公設廁は其の階上を性病無料相談、並に育児健康相談等社會衛生的施設に利用し他の公設廁附屬建物は有料貸付を爲し建物使用者をして公設廁の清掃保持監督其の他温水暖房等の管理を爲さしめつゝあり。

(5) 煤煙防 止 事 業

市内に十三箇所の降下煤塵観集器を備付け降煤量を測定し又絶えず煤煙濃度の調査を爲すと共に市内會社、工場等に係員を派し各種汽罐の取扱方法並實地焚方指導を爲し取扱者の技術的改善を促し一面各家庭に對しては「リーフレット」の配布講演會並煤煙防止週間等を催して一般市民の注意を喚起し本事業の徹底に努めたり、尙燃燒相談所は本年六月起工し十二月十日竣工したるを以て直に煤煙防止係全部を移轉し本所の使命たる燃燒の比較試験並に器具機械の改良及機關士火夫等に對する焚方指導並に講習等に關する諸準備を爲しつつあり。

旅順市に於ける衛生施設

一、汚 物 掃 除

旅順市内の汚物は大部分市に於て之が處分を爲すと雖市財政の都合と從來の慣例とに依り未だ掃除義

春秋二期に於ける定期清潔法の施行に際しては之が施行標準及期日を印刷に附して之を各戸に配布し

街路の撒水は五月より十月末迄自動車二臺を以て路面の構成交通の繁閑等を考慮し新舊市街幹線道路に撒水し専ら保健衛生に努めたり。現在の撒水路面の延長は約八千三百七十一哩に達せり。

三、其他公衆衛生に關する事項

(1) 清潔法 施行

胞衣取扱作業は常備人一名を配屬し日々之が取扱を爲さしめ衛生上遺憾なからしめつつあり。

二、道 路 撒 水

(1) 撒 水 作 業

污水車は一頭曳四輪車にして一臺に付汲取人夫平均二人乃至三人を付し各區毎に一臺乃至二臺を配置し隔日一回汲取り之を市内各所に設けたる污水放流所に搬出放流せり。

(2) 胞衣取扱作業

之を舊市街に在りては川端町新市街に在りては中學校西方海岸通りの便橋場に堆積し此處より自動車を以て桃園町埋立地に運搬し埋立に利用しつつあり。

(ハ) 污 水 作 業

屎尿は大部分之を賣却處分に付し以て市の財源に充つると共に附近農村の需用に應じつゝあり。之が處分に付ては從來の慣例に依り掃除義務者自ら處分するもの甚だ勤とせざるも大部分は市之を處分せり即ち毎年競争入札に依り個人に契約の上汲取を行はしめ居れり。請負人は毎朝附近農村より屎尿買受の爲來集する約四、五十臺の糞車を使役し全市の屎尿を毎日若は隔日一回汲取り午前十時頃迄に市外に搬出し巡視は之を指揮監督せり。

(四) 廉 芥 作 業
廉芥作業は人夫、馬夫各一名を配したる一頭立四輪車一臺を各區に配置し一日乃至三日毎に蒐集し

四二

清潔法施行に關し市民の注意を喚起し之が徹底を期すると共に特に人馬車輛を臨時増配して汚物の搬出を完全ならしめ且つ座芥箱、便壺、污水溜其の他不潔箇所の消毒的措置を講する等一意清潔の勵行と其の保持に努めつゝあり。

(2) 傳染病豫防帮助

傳染病豫防の帮助としては五月中旬より十月下旬迄各戸の便壺、污水溜、座芥箱、公設廁其の他不潔なる箇所に消毒殺虫剤を隔日に撒布し傳染病の蔓延の防止に努め又六月上旬より十一月中旬迄の蔬菜類出盛の季節には警察署と協力し市民に供給する野菜類に對し消毒を爲したり殊に本年は大連近郊に「コレラ」の發生を見たるを以て一層之が勵行を嚴にすると共に注意宣傳ビラを各戸に配布し市民の注意を喚起し之が豫防に努めたる結果之が侵入を防遏するを得たり。

(3) 私設下水道敷設獎勵

公共下水道の敷設ある附近の居住者にして未だ私設下水道を敷設せざる者に對しては嚴重之が敷設を奨励すると共に下水道敷設に要する諸材料を直營にて製作し之を原價にて供給する等完成に努めつゝあるの結果近時之が敷設を爲るもの多きに至れり。

(4) 途上給水作業

途上給水制は下級満人居住者の多き地域に設け衛生上の見地より不良飲料用水の防遏方法として設け

たるものなり。然るに年々需用者遞減するは生活改善向上に伴ひ上水道敷設増加によるものにして本作業には水栓監視一名、水栓番人七名を所定の箇所に配置し一定の水票を販賣所に販賣せしめて一般の需用に應じつゝあり。

四、公 設 廁

公設廁は現在八箇所ありて毎日之が掃除を爲さしめ石灰末又は消毒薬を撒布し以て尿尿汲取作業の缺陷を補足し兼て市民の保健維持に努め居れり。

(二) 教育に關する施設

小學校及公學堂等は直接關東州廳の經營する所なるも經費中人件費以外の需用費は各市に於て之を負擔し又學齡兒童の就學奨励及授業料の徴收は市に於て之を爲せり。以上の外大連市は中學校一、實業學校二及高等女學校一普通學堂六を經營せり。大連中學校、大連實業學校、彌生高等女學校は大正十五年六月、協和實業學校は昭和十年三月關東局令第三十號關東州公立學校規則に依る公立中學校、高等女學校及實業學校として其の設置を認可せられたるものなり。

中學校は男子中學校入學綏和の爲昭和九年四月一日開校したるものにして現在職員三十六名生徒第一學年、第二學年、第三學年、第四學年共各四學級にして八百四十八人を收容せり。

高等女學校は昭和三年四月一日より其の名稱を大連滿生高等女學校と改稱し公立女學校規則に依り開

東高等女學校規則に依る原則とす。尙時速の進展に伴ひ女子高等専門學校入學志願者激増したる爲従來の四年制度を改正して四年及五年の二種となし昭和二年四月一日より實施せり。現在の職員は四十二名にして生徒數一千五十九名なり。

學級及生徒在籍數次の如し。

卒業入學區分 學年別	學級	學年別		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	計
		在籍生徒數	卒業生徒數						
	五	二七四	二六八	五	五	五	四	一	三〇
	四	二七三	二六六	四	四	四	三	二	二九
	三	二六六	二三二	三	三	三	二	一	二九
	二	二五八	三七	二	二	二	一	一	二九
	一	三〇〇	一	一	一	一	一	一	九
									三〇九

昭和十二年の卒業生及入學生徒數を擧ぐれば次の如し。

商業學校の前身は商業社に出版業に從事する者に須要なる知識技能を授け善良なる實務者の養成を目的として設立じたる商工學校なりしが昭和九年三月學則を改正之を實業學校となし従來の商科（三年卒業）及專修科の外に尋常小學校卒業程度を入學資格とする三年制度の工業科を新設し尙從來の專修科中電氣科の修業年限を二年に改めたり。而して昭和十二年末現在の職員は三十八名にして在籍生徒數は六百六十二名なり。

協和實業學校は満人子弟の教育機關として昭和十年三月設立認可を受け昭和十年度より入學を許可し大連中學校の一部を假校舎に充て同四月一日より開校し昭和十一年六月校舍竣工したるを以て七月一日假校舎より新校舎に移轉したり。現在職員數二十名生徒は第一學年、第二學年、第三學年共三學級にして四百六十三名を收容せり。

(三) 社會事業の施設

社會事業の施設として擧ぐべきものは（イ）職業紹介所（ロ）市營質鋪（ハ）市營住宅（ニ）教育に關する施設等なり大連市に於ては昭和二年秋社會館を新築し同年より職業紹介所並附帶事業（臨時勞務紹介、簡易宿泊、人事相談、代書、技藝講習、婦人授産、託児、講習講演、模範勤續者表彰、簡易食堂）並市營質鋪を經營せり。

六、婦人授産	
種類	件数
ミシン裁縫	二三
ミシン裁縫	三四七
和服裁縫	三三六九
計	四七
加工費金額	二七三五・七二

少せり。

宿泊料は一人一泊金十五錢なり。

四、人事相談

人事相談取扱件數五十三件にして其の主なるものは歸國に關する件、家庭に關する件、一身上に關する件、職業に關する件等なり。

五、技藝講習

實人員四百九人、延人員四千七百三十一人一日平均十三人前年に比し延人員に於て一千六百一人減

性別	求人		就職		就職比率
	男	女	就職	就職	
計	一、六〇〇	八五二	二、三三五	一、〇一九	四四%
	二、四五三	二、八二四	一、四三五	四〇六	八一%
				五一%	

今昭和十二年中に於ける事業成績を擧げれば次の如し。

(4) 職業紹介所並附帶事業

一、職業紹介

四六

備考 本表中には臨時勞務紹介を含む

二、臨時勞務紹介

實人員三百十三人、延人員二千五十七人にして主として監視人、筆耕、郵便局臨時從事員、淨書商品包裝、廣告ビラ撒き、引越手傳、掃除人夫、祭禮人夫其の他雜役なり。

三、簡易宿泊

(八) 市營住宅
大連市に於ては南山區、大正區、山縣通區、譚家屯東區、譚家屯西區、眞金町區、嶺前第一區、周水屯區の五區に八百六十九戸、外に單身住宅一棟(二十八室)を經營せり。而して本住宅の貸付状況は本年に入り満鐵地方部の解消を初め市内大小會社の奉天又は新京移轉に伴ひ市中には相當空家を生じ從來に比し住宅難緩和の傾向を見るに至りたるも市營住宅申返したるもの僅かに百八十九件なりしごとく申込數二千二百十三件の多數に及び一戸の空家も無く使用料收入は左表の如く好調を續けたり。

四九

區別種別		入數	點數	金額	利子	一人當	一點當
貸付金回収	七〇四二	二六・七四七	二三六・五四九	二三三・八三九	二三・二五九	一八・八六六	五・二〇
流質	二六八〇	九・三六六	一	一	一	一	一
質	一	一	一	一	一	一	一

(口) 市營質鋪

資金十萬圓の借入金を以て大正十五年十二月十五日より社會館附屬住宅に於て開業せる市營質鋪(常盤質鋪)は社會館落成と共に昭和二年六月二十七日同館内に事務所を移転せり今昭和十二年中に於ける業務成績を擧ぐれば次の如し。

區別種別		回數	會衆	種別	回數	會衆
講習會	一	八四	六六	三三七	二九七	四八六・六二
講演會	九三	五・三七六	三・九五七	六・三〇〇	六・一九〇	六・六四二
講習會	九三	六七五	六・六四二	協議會	八・八六六	一〇・〇四二・二六
講演會	一	四五	九六	計他	一八〇	一一・六七九
講習會	一	一	一	計	四八	四二〇

八、社會館質室の利用状況

七、托兒

本托兒所は技藝講習所及婦人授産部へ來所する者の兒童を預るものにして本年中の托兒數は實人員四十五名延人員千九百四十七名なり。

編別		和服裁縫物	計
和服	裁縫物	八八	三三七
裁縫物	和服	六六	二九七
計	計	九六	四八六・六二

四二四三	信濃町市場	山縣通市場	大連西市場	小嶋子市場	千代田町市場	晴明園市場	葛町市場	計
三四一四	夷國茶屋	内	四二八五	四二八五	内	三三八三	三三九三	内
三四一四	四二八五	内	三三八三	三三九三	内	三三八三	三三九三	内
三四一四	四二八五	内	三三八三	三三九三	内	三三八三	三三九三	内

種別	日本輸入品	臺灣輸入品	朝鮮輸入品	支那輸入品	滿洲及關東生産品	計
蔬果	九萬零四	三萬八千四	二萬四千四	一萬八千四	一萬六千六	三十萬六千九
計	九萬零四	三萬八千四	二萬四千四	一萬八千四	一萬六千六	三十萬六千九
實菜	九萬零四	三萬八千四	二萬四千四	一萬八千四	一萬六千六	三十萬六千九

種	別	日本輸入品	臺灣輸入品	朝鮮輸入品	支那輸入品	満洲及關品	計
蔬 果	菜	三三三三 三三三三	三三三三 三三三三	二二二二 二二二二	一七八四 一七八四	二二二二 二二二二	九三三三
	實	二六四六 二六四六	二六四六 二六四六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	五二二二
計		二六四六 二六四六	二六四六 二六四六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六
大連市に於ける小賣市場は信濃町(十二月十四日閉場)、大連西、山縣通、小嵐子、千代田町、晴明臺 葛町の七箇所にあり何れも其の管理經營等適切なる方針を樹て事業を經營せり。	葛 町	二二二二 二二二二	二二二二 二二二二	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六
昭和十二年中に於ける賣上高を示せば次の如し。		二六四六 二六四六	二六四六 二六四六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六	一五八六 一五八六

(二) 教育に関する施設

市に於ける教育施設は行旅病人の救護及行旅死亡人の取扱並貧民救助等にして昭和十二年中大連市に於て大連聖愛醫院及日本赤十字社大連病院に委託收容したる者二百二十八人、延人員二萬四千三百四十人にして入院救護中死亡せる者五十七人、其他行路死亡人として屍體を收容し處置せる者十九人に達せり。又市内在住の貧困者にして生活費の救助を爲せし者二百三十件六十九世帯にして其の他窮民にして旅費を給與し内地その他朝鮮方面へ送還したる者四十三人に及べり。尙旅順市に於ては行路死亡人として屍體を假埋葬せる者十一人又貧困者にして年末に際し救助を爲せし者六戸に達せり。

年 別	調 定	類	收 入	未 收	人 額
昭和十二年自一月 至十二月	一八一、〇九 <small>二四</small>				
	一八四、三五八 <small>二四</small>				
		△三一六一			

五

中央公園は關東廳の經營

たり。公園施設の改善に關しては移管以來委員を設け銳意研究を重ね移管條件の示す所に従ひ施設の
緩急を考慮し公園改良十年計畫を樹て毎年豫定改良事業を實施し之が完成を期すべく努力しつつあり
又大連市に於ては市内二十七個所に兒童遊園地を經營し兒童の體育向上に資しつつあり。
旅順市に於ては關東局施政三十周年記念事業として昭和園前に公園を設置することとし關東軍經理部
倉庫跡二千五百六十六坪の無償貸下を受け公園施設の完備を急ぎつつあり。

(七) 層場

屠場は大連旅順兩市共各二箇所、外に大連市には沙河口、寺兒溝に各分場あり昭和十二年中に於ける
署設立を擧げれば次の通り。

市	名	種別
旅	大連市	大牛
順	八	中牛
市	六百九	小牛
	三	馬
	二	驥
	一	驥
	五	羊
	四	山羊
	三	豚
	二	計

(八) 火葬場
火葬場は大連市、旅順市共各一箇所にして昭和十二年中に於ける取扱數を擧ぐれば次の如し。

	場	所
旅 順 火 葬 場		
△ △	大	
三四八 四〇五五	人	小
△ △	人	
九 五三八 八八七		
△ △		計
二、三 八八七 四八三		

備考 △は火薬料免除者数を示す

(九) 墓地

昭和十二年に於ける墓地使用者數は大連墓地百九件、旅順墓地六件あり滿洲國建國以來同胞の土葬心を煽り逐年使用者を増加しつゝあるは誠に喜ばしき現象なりとす。

(十) 街燈

大連市に於ける昭和十二年十二月末日現在街燈電燈四千七百三十二箇にして之を詳細に示せば次の如し。

電 燈

ワット別	三〇〇	二〇〇	一〇〇	六〇	三〇	二〇	計
電 燈 料 金	△三〇〇	△二〇〇	△一〇〇	△六〇	△三〇	△二〇	△一〇〇
内 税	△三〇〇	△二〇〇	△一〇〇	△六〇	△三〇	△二〇	△一〇〇
外 税	△三〇〇	△二〇〇	△一〇〇	△六〇	△三〇	△二〇	△一〇〇
合 計	△三〇〇	△二〇〇	△一〇〇	△六〇	△三〇	△二〇	△一〇〇

(4) 市の財政

市には収益を生ずる財産尠く使用料及手數料等其の他の収入亦僅少なるを以て市經費の大部分は大連

旅順兩市共之を課稅に俟たざるべからず市稅として賦課せるものは戸別割、關東州地方稅附加稅及特別稅の三種にして戸別割は市歲入中其の主位を占む。

戸別割は市内に於て一戸を構ふる者、一戸を構へざるも獨立の生計を營む者、營業所を有する法人又は法人に非ざる社團も之を法人と看做し其の資產所得及生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課せり。

附加稅は關東州地方稅、雜種稅中不動產に關する権利取得稅に對し其の百分の五十を附加して隨時之を徵收す。

市稅特別稅は大連市に於ては貸家稅、諸車使用稅、遊興稅、出張販賣稅、旅順市に於ては貸家稅、遊興稅、出張販賣稅を徵收せり。

大連、旅順兩市に於ける昭和十三年度一般會計豫算の編成に付ては既定經費は成るべく之が節約を計ると共に市事務の整備に要する經費及市の發展に伴ふ經費の増加並市民の福祉を増進する上に於て必要と認するものゝ外は之が計上を差控へ此の際假令僅少なりと雖市稅戸別割の輕減を計る方針の下に之が編成を爲せり。

因に昭和十三年度に於ける市歲入歲出豫算を示せば次の如し。

科	目	豫
物	大	豫
件	通	豫
附	市	豫
費	旅	豫
却	順	豫
金	市	豫
代	額	豫

歲次己未入

卷之八

卷之三

卷之三

卷之三

科	目	大連市旅順市
營繕		六一、五五〇四
實業學校建築費	本年度支出額	三〇〇,〇〇〇
聖地會館營繕費	本年度支出額	二五,〇〇〇
耀齊場建築費	本年度支出額	一、五〇〇
公補繢防傳染病預空	助債	六〇,〇〇〇
公園啟良費	本年度支出額	一九三、四九一
訴時事業調查費		一三一、八〇〇
公公園啟良費	本年度支出額	三三、五〇〇
		三四、七九九
		三〇、二九八
		三〇,〇〇〇
		四、七三五
		五〇〇

管營雜費		歲常部	科目
入	出		
金費費費			
入			
六六〇	七〇二八五	大豫通市算旅順市類	一九一六三
六三	九〇〇		二八九一八
一〇	一〇		二七〇九
四〇〇	一〇		三三一四九
六四二二			一〇〇
一〇			七五〇
九〇〇			三〇〇
一〇			一五六八

使練雜費		歲常部	科目
前年	後年		
度收	用越		
比			
較計入金料			

歲常部		科目
財產より生ずる收入	大豫通市算旅順市類	
增		八四七一七三
三一六七〇一五		一三〇五二五
一八六五八九		四六七〇四
減		一〇三六四
一〇三六四		三八〇三
一五五〇四九		一〇三六四
一〇三六四		一〇三六四

歲常部		科目
特別會計市營住宅經營歲入歲出豫算	大豫通市算旅順市類	
年出	時度支附購入	立
度合	比率	動車購入
比		自密附購入
較計較計出金費金		前歲前歲
增		密附購入
三一六七〇一五		一三〇五二五
一八六五八九		四六七〇四
減		一〇三六四
一〇三六四		三八〇三
一五五〇四九		一〇三六四
一〇三六四		一〇三六四

(昭和十三年度)

大連市特別會議基本財產額力就由前算

明和二年正月

前歲前年年出度合比		臨時部		科		前退豫立紳興金	
年時債部比		較計費		目		較計費金	
				豫			
增	增	大連市	旅順市	旅順市	額	一七、五〇〇	六〇〇
一一〇、七三五	二三三、二四九	一一七、三五九	一一七、三五九	一一七、三五九	一一七、三五九	二八、〇〇五	一〇〇
增	增	一七、五〇〇	三三〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	一六、一七〇	一〇〇

六四

前合雜錄使費經 年 度 收 越 用 上 常 比 較 計 入 金 料 金 部		科 目	歲
		豫 算 額	入
增	四〇〇、一九五、二八八	三、八〇〇、一九五、〇〇〇	一〇〇、一九五、〇〇〇
增	一、四五八、四五〇	一八〇、〇〇〇、五〇〇	一〇〇、一九五、〇〇〇
		一九〇、〇〇〇、五〇〇	一〇〇、一九五、〇〇〇

大連市特別會計中央卸賣市場歲入歲出豫算
(昭和十三年度)

前合雜錄使費經 年 度 收 越 入 金 比 較 計 入 金 部		科 目	歲
		豫 算 額	入
增	三〇、一三〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、一九五、〇〇〇
增	三〇、一三〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、一九五、〇〇〇
		三〇、一三〇	一〇〇、一九五、〇〇〇

大連市特別會計吏員退職死亡給與金歲入歲出豫算
(昭和十三年度)

六六

前合質鋪收 年 度 比 較 計		科 目	歲
		豫 算 額	入
增	二三三、九七七	二三三、九七七	一〇〇、一九五、〇〇〇
增	二三三、九七七	二三三、九七七	一〇〇、一九五、〇〇〇
		二三三、九七七	一〇〇、一九五、〇〇〇

32×□

市 經 費 決 算 調		大正十三年市制實施以來市經費決算及昭和十二年度市稅賦課狀況並昭和十二年度市稅戶別割負擔狀況		大正十三年市制實施以來市經費決算及昭和十二年度市稅賦課狀況並昭和十二年度市稅戶別割負擔狀況	
年	度	年	度	年	度
昭	昭	昭	昭	大	大
和	和	和	和	正	正
四	三	二	一	十	十
年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度
大	通	市	旅	順	市
七九三、六九二	一〇六、七五七	七九九、四〇四	一〇六、五六三	一、一四五、一五七	一〇五、七九七
門	一	門	一	一	一
九〇、二七七	一〇〇、二七九	一五〇、五七六	一〇八、二五六	九五、一七五	一〇五、七九七
門	一	門	一	一	一
四、〇〇〇、四五〇	五七、六七七	一、四五六、二八八	一、四五六、二八八	一一、六五二	三八、〇〇〇
計	合	較	計	部	立
前	年	度	比	時	積
年	度	度	較	營	引
度	度	度	計	營	強
比	較	計	計	營	化
較	計	計	計	營	立

を擧ぐれば次の如し。

二會帶月

現行會制度は大正十四年六月頃を以て公有地の
賃金九月一日より改定する方針を決定し方針を
定めた。この方針は主に賃金の改定によるもので、

- (一) 令の法人格を認めること

(二) 會長の諮問機關として協議會を設けたること

(三) 會計員を設置したこと

(四) 街屯長の代理者として副街屯長を設置したこと

(五) 會組合の組織を許したこと

(六) 起債の權能を認めたること

(七) 會稅其の他諸收入の強制徵收の方法を定めたること

(八) 會計其の他に關し詳細なる規定を設けたること

四

書記補及技補出納機關として有給の會計員あり、民政署長之を任免す。但し特別の事情あるときは民政署長は會に有給の副會長一人を置き又は専任の會計員を置かず、會長、副會長をして會計員の事務を兼掌せしむることを得、會長及副會長は之を名譽職と爲すことを得べく、其の任期は會計員と同じく三年とする。會の行政區割たる街屯に街屯長及副街屯長を置き、民政署長之を選任す。街屯長及副街屯長は名譽職とし、其の任期は三年とす。又會には臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ、委員は名譽職にして會任民中より民政署長之を選任す。

會長は會の事務を擔任し會を代表す、副會長は會長の事務を補助し會長故障あるときは之を代理す。會計員は出納其の他の會計事務を掌り書記、書記補及技補等は會長の命を受け事務に從事す、但し會に副會長を置かざる場合又は副會長を置くも會長副會長共に故障あるときは上席書記をして會長の職務を代理せしむ。

街屯長は會長の命を受け其の街屯内に於ける會長の事務を補助し副街屯長は街屯長の事務を補助し、街屯長故障あるときは之を代理す、委員は會長の指揮監督を受け財産又は營造物を管理し其の委託を受けたる會の事務を調査し又は之を處理するものとす。

2 會の諮詢機關

會長の諮詢機關として會に協議會を置く、協議會は民政署長の選任する協議會員及會長を以て之を組織す、協議會員の定員は其の會の現住人口を標準として之を定むるものにして、人口五千未満の會は八人、五千以上一万未満の會は十二人、一万以上二萬未満の會は十六人、二萬以上の會は二十人とす。

協議會員は名譽職とし、其の任期は三年とす、協議會は會長を以て議長とす。會長故障あるときは其の職務を代理する者之を代理す。

協議會は會の事務に關し法令の定むる所に依り會長の諮詢に應ずるものとす。協議會に諮詢すべき事項は、(イ)歳入歳出豫算を定むること (ロ)法令に定むるものと除く外、使用料、手敷料、會稅及夫役現品の賦課徵收に關すること (ハ)會借入金に關すること (ニ)不動產の取得及處分に關すること (ホ)基本財產及積立金等の設置、管理及處分に關すること (ヘ)歳入歳出豫算を以て定むるものと除く外、新に義務を負擔し及權利の抛弃を爲すこと (ト)會規則を設け又は改廢すること (チ)會に係る訴訟及和解に關すること (リ)以上の外會に關する重要な事項

就學步合調

金	普	總
關	子	計
州	廣	店
雲	吳	三
藍	六	五
藍	一	四
黑	一	三
黑	一	二
黑	一	一
黑	一	零
黑	一	九
黑	一	八
黑	一	七
黑	一	六
黑	一	五
黑	一	四
黑	一	三
黑	一	二
黑	一	一
黑	一	零

二二

旅	管
順	內別
三	普通學堂數
三七	學級數
一	男
人	女
二	計
人	在籍
三	男
人	兒童
四	女
人	數
五	計
人	數
六	計
人	數

施設事業は教育、勵業、土

(一) 教育に関する施設

普通學堂を設置經營し滿洲人兒童の初等教育を施せり、滿洲帝國の肇建以來滿洲人子弟の向學心勃興に伴ひ就學兒童激増し各會共校舍の狹隘を告げ年々之が増築を爲しつつあるの實況にして近時之が施設の整備を見各會一校乃至五校を經營し初等教育機關たるの實効を收め得るに至れり、昭和十二年末に於ける在籍兒童數及就學歩合を示せば次の如し。

管內別	總面積	田地農家一戶當平均面積	總面積	田地農家一戶當平均面積
順州窩店子關普金旅館	七三〇〇九	三三·七町	三三·六五五·三町	二〇·三
五九三·八三	二二·二	一二·二町	五一·三三三·八	一八·七
五五·六三·八三	一〇·三	一〇·三	七五·六六六·二	四·一九
五五·三三·八三	一〇·九	一〇·九	三九·六五三·二	二八·二
五五·三三·八三	一〇·八	一〇·八	一九·八·八九七·三	三一·三

備考　日本人欄左様△を冠せるは朝鮮人

技術の進歩向上に努めつゝある外試作場を經營し一般作物、特用作物、果樹等を栽培し之等作物の品質の向上を圖ると共に一般同業者に範を示し又一面各産業團體に對し夫々補助を爲し此等團體の活動を援助促進する等銳意新業の開發向上に力を致せり昭和十二年末に於ける農業戸口耕地面積及主要農產物收穫高を擧ぐれば左の如し。

卷之三

會產業に關する

會產業に關する事務及會民農業文廟の指導に當らしむる爲會に校舎一名又は二名を設置し専ら農業文

1

地方苗圃事業成績

成し之等の苗木を無償又は實費を以て需要者に配付する等銳意植林の達成に努めつつあり、昭和十二年中に於ける地方苗圃事業成績を擧ぐれば次の如し。

馬匹の改良に關

馬を醸して良質産馬の増産に努め又牛及豚の改良に關しては農會より種牛種豚の貸付を受けて極力之が使用を勵奨して改良種の増産を圖りつつあり其の他獸疫豫防に關しては各會相當額の豫算を計上し豫防藥品を購入分與する外農事試驗場、民政署等の援助を受け之が防遏に努めつつあり、昭和十二年末に於ける家畜家禽現在頭數及昭和十二年中に於ける家畜生産頭數を擧ぐれば次の如し。

水	大	金	普	屠
關	通	師		場
店	州	灘	營	別
牛				
馬				
驥				
駢				
綿				
羊				
山				
羊				
豚				
計				

(四) 廉場

屠場は市街地を構成する水師營會 大連濱會 金州會 普蘭店會 三十里堡會 獅子嶺會 城子頭會の七會に於て經營するものなるが其の他の會に於ても公衆衛生的見地と會民の利便を圖る爲會に於て簡易なる屠殺場を設け會民に自家用屠殺をなさしめつゝあり。

方	家	屯	
五	五	九	內
八	七	九	內
四	八	九	九
四	一	四	○
一	四	七	九

(三)
市
場

市場は何れも其の管理經營等適切なり、昭和十二年度中の使用料を擧ぐれば次の如し。

卷之三

總計	100000	100000	100000	100000
西川木	10000	10000	10000	10000
西松木	10000	10000	10000	10000
心材	10000	10000	10000	10000
心松木	10000	10000	10000	10000

三十里	城	總
子	子	計
屋	屋	
離	離	
六	六	
10	10	
一	一	
10	10	
八	八	
40	40	
大	大	
四	四	
100	100	
112	112	
公	公	
113	113	
114	114	
115	115	
116	116	
117	117	
118	118	
119	119	

(五) 公設浴場

昭和十二年中に於ける入浴者數は大人九千三百一人小人二千四十八人にして計一萬一千三百四十九人
公設浴場は水師營會に於て満人衛生思想普及の一端として昭和八年より之を經營し居り其の管理等適切に行はれ居れり。

會も亦市と同じく未だ収益を生ずる財産尠く使用料及手數料其の他の收入極めて僅少なるを以て會經費の大部分は之を會稅の賦課に俟つの外なし會稅は戸別割反別割並特別稅の三種とす。

反別割は耕山地及葦地に對し各地目毎に均一の課率を以て民有地に在りては其の所有者又は質權者に占有地貸下地に在りては其の借地人に之を賦課す而して其の課率は一畝は四十錢以内とし其の制限を超過し課稅する場合は關東州廳長官の認可を受けしむ。

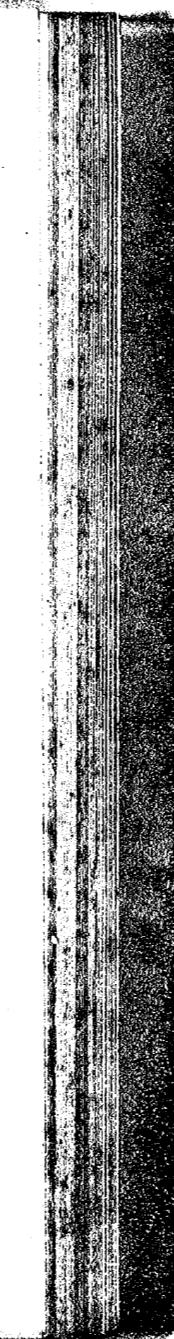
昭和十三年度に於ける會歳入歳出豫算を示せば次の如し。
百八十四圓の増を示せり。

歲
經
當
部
入

(昭和十三年度)

臨時部		科 目 名	經 費 支 出	前 年 度 比 較 增 減	費 用 類
火葬場營繕費	一四六五	管旅順民政署	四〇〇	增 大五九	公傳染病預防費
地營繕費	一四六五	管金州民政署	一〇〇	增 一〇五五	設浴場費
普通學堂營繕費	一四六五	管關店民政署	一〇〇	增 零七九	勤務費
火葬場營繕費	一四六五	管遼寧民政署	一〇〇	減 零六六	苗圃費
地營繕費	一四六五	計	一〇〇	增 零三一	市污物掃除費

科 目 名	經 費 支 出	前 年 度 比 較 增 減	費 用 類
管旅順民政署	四〇〇	增 大五九	公傳染病預防費
管金州民政署	一〇〇	增 一〇五五	設浴場費
管關店民政署	一〇〇	增 零七九	勤務費
管遼寧民政署	一〇〇	減 零六六	苗圃費
計	一〇〇	增 零三一	市污物掃除費



科 目 會 名	財產より生ずる收入									
	大會費	鳥類	雜費	織費	寄附	補助	交際費	使用料及手數料	現金収入	品税
方家屯	一三三	二四六	一三〇	一四〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
山頭	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
水師營	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
三洞堡	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
營城子	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
王家店	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
小平島	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
樂家屯	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
岱溝	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
革織塲	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
計	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

旅順管内會歲入歲出豫算

(昭和十三年度)

歲 入

科 目 會 名	財產より生ずる收入									
	大會費	鳥類	雜費	織費	寄附	補助	交際費	使用料及手數料	現金収入	品税
方家屯	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
山頭	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
水師營	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
三洞堡	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
營城子	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
王家店	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
小平島	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
樂家屯	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
岱溝	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
革織塲	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
計	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

九〇

歲 經 常 部		科 目 會 名		前年度比較增減	
事務所費	三〇四円	方家屯	山頭	增加	增加
會議費	一九五円	水師營	三洞堡	增加	增加
木工費	一七六円	營城子	王家店	增加	增加
普通學堂費	一七九円	小平島	樂家屯	增加	增加
學費	一七九円	葛家屯	岱溝	增加	增加
傳染病豫防費	一七九円	革鎮堡	計	增加	增加
公設浴場費	一七九円				
上撒水費	一七九円				
公設場費	一七九円				
獸場費	一七九円				
層費	一七九円				
獸場費	一七九円				

歲入

(昭和十三年度)

1

臨時
音

九

卷之三

歲入

臨時部

10

歲出		歲入	
科 目	額	科 目	額
苗圃開設費	二〇〇九円	豫算額	一七〇〇円
臨時部	一	豫算額	一七〇〇円
歲常部	一	歲常部	一
科	科	科	科
目	目	目	目
歲常部	一	歲常部	一
歲出合計	二〇〇九円	豫算額	一七〇〇円

旅順管内大辛寨屯田圃組合歲入歲出豫算
(昭和十三年度)

科 名 目	額	科 名 目	額
會木費	一千六百圓	土木費	一千六百圓
營業費	一千六百圓	營業費	一千六百圓
營銷費	一千六百圓	營銷費	一千六百圓
電話設置費	一千六百圓	電話設置費	一千六百圓
電費	一千六百圓	電費	一千六百圓
積運費	一千六百圓	積運費	一千六百圓
補助費	一千六百圓	補助費	一千六百圓
產物買入費	一千六百圓	產物買入費	一千六百圓
助產費	一千六百圓	助產費	一千六百圓
歲出臨時部	一千六百圓	歲出臨時部	一千六百圓
前年度比較增減 歲出合計	一千六百圓	前年度比較增減 歲出合計	一千六百圓

臨時部

105

事會事	科
業議務	目
費費費	豫算額
	豫算額
一三、四六〇	四六一円
歲出合計	豫備費
	豫算額
一四、五七〇	五四九円

歲

三

一〇七

分	寄	補	科
賦	時	助	目
金	金	金	
			豫
			算
四	一	○	類
五	○	○	
一	○	○	
九	一	門	
歲	雜	科	
入	收		
合	入		
計			目
			豫
			算
			類
一	四	五	
四	七	〇	
五	七	〇	
一	四	五	
四	七	〇	
五	七	〇	

五

10

事會	科
業務費	目
費費費	豫算額
一四、四〇〇	三、一五〇円
歲出合計	科目豫算額
一七八五〇	二〇〇円

卷之二

歲	入	合	計
歲出	二二三七六	五、九八四〇	五九〇
歲入	一七、八五〇		
附			
收賦			
金入			
寄分雜			

用
象
算

卷之三

金州土木綜合處方彙出資算

卷之三

歲入

10

歲入

卷之三

		旅館		普貌		金		州		順		區		民政署別		民			
前年度		合計		及平		均增減		店鋪		寫子		順州		分		政署		政署	
渡六	西滿城	三萬四千	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	通路修繕	夫	役	賦課員數	
減三	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	造林	役	賦課員數	人數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	害蟲驅除	公有林	打	人數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	學營繕	學營繕	其	他	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	枝	其	他	人數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	課員數	人數	人數	人數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	人數	人數	人數	人數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	戶數	戶數	戶數	戶數	
減一	減一	空	一零七	增	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	一零七	空	人數	人數	人數	人數	

(昭和十二年度)

科 目	豫 算 額
臨時部計	三、二〇〇 円
歲出合計	一、一〇一〇 円
科 目	豫 算 額
前年比較增減	一、一〇一〇 円

四

豫 事	科
備 菜	目
費 費	豫 算 額
八、五〇〇円	八、五〇〇
前 年 度 比 較 增 減	科 目
	豫 算 額
	八、八二〇円

目錄

用
文

魏子窩管內魏子窩長山列島航路運輸組合歲入歲出豫算
(昭和十三年度)

卷之三

歲入

(昭和十二年度)

一戶當年

金州縣志

卷之三

名
風
分
試
課
總

戶數

獮子窩管內反別負擔訓

昭和十二年四月

會	名	分	負	擔	總	額	戶	數
計	計	計	三一、九二八〇〇〇	三一、九二二〇〇〇	四、九三二	四、九三二	戶	戶
及	及	及	九、七〇三〇〇〇	九、七〇四〇〇〇	一、四〇四	一、四〇四	數	數
鋪	鋪	鋪	一七、五五〇〇〇〇	一七、五五〇〇〇〇	三、六三五	三、六三五		
平	平	平	一七、五七六〇〇〇〇	一七、五七六〇〇〇〇	三三九八	三三九八		
			二二、四四〇〇〇〇〇	二二、四四〇〇〇〇〇	三五〇八	三五〇八		
			一六、九八〇〇〇〇〇	一六、九八〇〇〇〇〇	三三八九	三三八九		
			五、五一五〇〇〇〇	五、五一五〇〇〇〇	七、四二〇	七、四二〇		
			五、四二七〇〇〇〇	五、四二七〇〇〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇		
			六、九六一〇〇〇〇	六、九六一〇〇〇〇	六、六六〇	六、六六〇		
			一五、〇八九〇〇〇〇	一五、〇八九〇〇〇〇	四、九三二	四、九三二		
			一四八、二五八〇〇〇〇	一四八、二五八〇〇〇〇	九一四	九一四		
			三〇、六三六	六八四	六八四	六八四		
			一、九九二	九八一	九八一	九八一		
					七、〇九〇	七、〇九〇		
					八、〇〇〇	八、〇〇〇		
					六、〇三〇	六、〇三〇		
					七、五八〇	七、五八〇		
					七、二八〇	七、二八〇		

旅順管內會教育費負擔調

104

普士老三四亮華		會名區分		普蘭店管內會教育費負擔調		計家連平均徵權灘	
道十		負擔總額		戶數		七九一三〇〇〇	
家	甲城	蘭河	蘭河	負	擔	一	一
里				負	擔	一	一
屯	店	廟	堡	子	子	戶	戶
一四六九〇〇〇	一〇二六四〇〇〇	一四、九五五〇〇〇	一三、五九八〇〇〇	七、七五九〇〇〇	七、四六七〇〇〇	一四、四一〇〇〇〇	一四、四一〇〇〇〇
二二六四七〇〇〇	二二五七五	二二五七五	二二五七五	二八二五	一一二八五	四、六八三	一六四五
二二五三四	二二四九五	二二四九五	二二四九五	五七五	一一二五	一	三〇、九三二
二二四九五	二二七七九	二二七七九	二二七七九	八一六五	六九五八	七〇〇八	七〇〇八
二二七七九	二二七七九	二二七七九	二二七七九	七四五〇	五八二〇	三〇、九八八	三〇、九八八
二二七七九	二二七七九	二二七七九	二二七七九	八一六五	六九五八	六八六八	六八六八
二二七七九	二二七七九	二二七七九	二二七七九	七七九〇	五八二〇	七六一三	七六一三

書院店管內會教育寶盒批評

國朝詩人傳 卷之二

小大宋清楊唐夾楊鄭贊崔城碧東夾
長長譚
家水樹家河樹家子家子流老心
山山家

三、六、七、八、九、〇、〇、〇、〇
九、四、三、〇、〇、〇
四、三、六、九、〇、〇、〇
六、七、三、〇、〇、〇、〇
四、四、三、八、〇、〇、〇、〇
七、〇、五、一、〇、〇、〇、〇
四、〇、三、八、〇、〇、〇、〇
五、九、八、八、〇、〇、〇、〇
七、〇、九、二、〇、〇、〇、〇
四、六、八、七、〇、〇、〇、〇
七、七、八、一、〇、〇、〇、〇
五、八、九、〇、〇、〇、〇、〇
三、八、三、三、〇、〇、〇、〇
三、三、三、三、〇、〇、〇、〇

六九九	七五七	七四五	二、五七四	二、三
一、四〇五	一、三五五	一、二五五	一、二八八	一、二〇六
一、七三九	一、三三七	一、二二九	一、一〇四九	一、一〇三五
	一、二二九	一、一〇七九	一、一〇六一	一、一〇六一
		一、一〇七九	一、一〇六一	一、一〇六一

五·一八八	五·二〇〇	五·二三四	五·三六五	五·四〇八	五·四二九	五·七二七	六·八二三	六·七九六	五·七〇八	五·七三三	四·三三四	四·六四九	四·六九三	三·七三八	一·八六三
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

會 名	稅 別	戶 別	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	未納額	賦課額	徵收額	特別稅營業稅、雜種稅	未納額
方家屯	山	水	1000圓金	1000圓三七	0	1000圓金									
頭	頭	師	六八五	六八五	0	六八五									
營	營	樂	四109圓	四109圓	0	四109圓									
城	城	家	四101七	四101七	0	四101七									
子	子	店	四八四九	四八四九	0	四八四九									
小	小	平	二九一七	二九一七	0	二九一七									
平	島	島	二九一七	二九一七	0	二九一七									
家	家	屯	二九一七	二九一七	0	二九一七									
鑄	鑄	鑄	二九一七	二九一七	0	二九一七									
堡	堡	堡	二九一七	二九一七	0	二九一七									
計	計	計	二九一七	二九一七	0	二九一七									
會	會	會	二九一七	二九一七	0	二九一七									
名	名	名	二九一七	二九一七	0	二九一七									

旗順管內會稅賦課徵收狀況調

明和十二年四月

17

1

17

1

戶別割

昭和十二年度

昭和十二年夏

也

詩林

地
建
物

事務
首場
戎克波止
喬

貌子窩管內會有材產現在調

(昭和十三年三月末日現在)

分類表

協議一街屯副街

金州管內會吏員及教員給料額調

(昭和十二年度)

編
教員數
一

三六

會員會計會

卷一百一十五

100



旅順民政署管內

昭和十三年夏

會 名		魏夾東碧城崔贊鄭楊家子心老流子家子家樹河底廟房房房房房房房房房房房									
分		房房房房房房房房房房房									
會 長		其の他									
會長其の他の											
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									
會 長		其の他									

教員數

金匱要略

1

內管署政民福社

金州管內食環任月口譜

一	四	八	五	二	九	六	三	七	十	一	五	九	三	七	一	三	九	六	四	八	二	六	一	四	七	五	三	九	五	一
一	四	八	五	二	九	六	三	七	十	一	五	九	三	七	一	三	九	六	四	八	二	六	一	四	七	五	三	九	五	一
一	四	八	五	二	九	六	三	七	十	一	五	九	三	七	一	三	九	六	四	八	二	六	一	四	七	五	三	九	五	一
一	四	八	五	二	九	六	三	七	十	一	五	九	三	七	一	三	九	六	四	八	二	六	一	四	七	五	三	九	五	一
一	四	八	五	二	九	六	三	七	十	一	五	九	三	七	一	三	九	六	四	八	二	六	一	四	七	五	三	九	五	一

卷之三

本
人
滿州人
外國人

14

25 x

32x

25 x

關東州會制及同施行規則

關 東 州 會 制

(大正十四年六月二十二日) 制令第二百三十八號 改正(昭和九年十二月二十六日) 制令第三百九十五號

- 第一條 會ハ法令ニ依リ會ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス
- 第二條 會ハ從來ノ名稱及區域ニ依ル
會ノ廢置分合並名稱及境界ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ關係アル市又ハ會ノ意見ヲ徵シ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ定ム
- 第三條 會ニ會長ヲ置ク關東州廳長官之ヲ任免ス
會長ハ會ノ事務ヲ擔任シ會ヲ代表ス
- 第四條 會ニハ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依リ會吏員ヲ置クコトヲ得
協議會員ノ定員ハ八人以上二十人以下ノ範圍内ニ於テ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依ル
協議會ハ會長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條 會長ハ會ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急施ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト
會長ハ會ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急施ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト

- 認ムルトキハ此ノ此ノ限ニ在ラス
二、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
三、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手數料、會稅及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト
三、第十四條第一項ノ借入金ニ關スルコト
四、不動產ノ取得及處分ニ關スルコト
五、基本財產及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
六、歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ノ抛弃ヲ爲スコト
七、會規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
八、會ニ係ル訴訟及和解ニ關スルコト
會長ハ必要ト認ムルトキハ前項各號ニ掲タル事項ノ外會ニ關スル事項ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得
第六條 協議會員ハ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス
〔協議會員ハ名譽職トス〕
協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ残任期間トス
第七條 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ民政署長ハ關東州廳官ノ認可
ル
ヲ受ケ之ヲ解任スルコトヲ得
- 第八條 會長其ノ他ノ會吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國ノ事務ヲ掌ル
前項ノ事務ヲ執行スル爲要スル費用ハ會ノ負擔トス但シ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 會ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
- 會ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第十條 會ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ會ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
會ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料、手數料其ノ他會ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ會稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得
- 第十一條 會稅、使用料、手數料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ關東州廳官之ヲ定ム
前項ノ徵收金ハ關東局ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依
ル
- 第十二條 會稅、使用料、手數料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ關東州廳官之ヲ定ム
第十三條 會ハ法令ニ定ムルモノヲ除クノ外會稅、使用料及手數料ニ關スル事項ニ付テハ民政署長ノ
認可ヲ受ケ會規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

金規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第十四條 會ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

會長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十五條 會ハ毎會計年度歲入歲出豫算ヲ調製シ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ

會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第十六條 會ノ支拂金ノ時效ハ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第十七條 民政署長ハ會ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必要アリト認ムルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ會組合ヲ設クルコトヲ得

第十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ大使之ヲ定ム

附 則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム

本令施行ノ際必要ナル事項ハ關東長官之ヲ定ムルコトヲ得

◎關東州會制施行期日

(大正十四年七月三十一日)

關東州會制ハ大正十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎關東州會制施行規則

(大正十四年七月三十一日)改正(昭和五年七月二十八日) (昭和九年十二月二十六日)

第一章 總 則

第一條 會ハ別段ノ定メアルモノノ外左ノ事務ヲ處理ス

一 教育ニ關スル事項

二 衛生ニ關スル事項

三 土木交通ニ關スル事項

四 産業ニ關スル事項

五 警防ニ關スル事項

六 賑恤救濟ニ關スル事項

六 其ノ他法令ノ規定ニ依リ會長ノ職權ニ屬スル事項

第七條 會長ハ左ノ事務ヲ擔任ス

- 一 會費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ執行スルコト
- 二 財產及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ其ノ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 三 収入支出ニ關スル命令及會計事務ヲ監督スルコト
- 四 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 五 使用料、手數料、會稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコト

第六條 會長ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 特別ノ事情アル會ニハ副會長一人ヲ置クコトヲ得
- 二 會計員ハ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル
- 三 副會長ハ會長ノ事務ヲ補助シ會長故障アルトキ之ヲ代理ス
- 四 特別ノ事情アル會ニ於テハ民政署長ハ専任ノ會計員ヲ置カス會長又ハ副會長ヲシテ會計員ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得
- 五 會長ハ會計員故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ
- 六 會長ノ吏員ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 七 會長ノ吏員ハ有給トス但シ會長及副會長ハ名譽職ト爲スコトヲ得
- 八 同シ
- 九 會長、副會長及會計員ノ任期ハ三年トス

第八條 會ノ廢置分合又ハ境界變更ノ場合ニ於テ財產アルトキハ其ノ處分ニ關シテハ關係アル市、會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ受ク民政署長之ヲ定ム

第九條 會內衛屯ハ從來ノ名稱及區域ニ依ル
衛屯ノ廢置分合並名稱及境界變更ヲ爲サムトスルトキハ會ノ意見ヲ徵シ民政署長之ヲ定ム

第十條 會事務所ノ位置ハ民政署長ヲ認可ヲ受ク會長之ヲ定ム其ノ變更ニ付亦同シ

第二章 會 員

第三條 會長ハ左ノ事務ヲ擔任ス

- 一 會費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヲ執行スルコト
- 二 財產及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ其ノ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 三 収入支出ニ關スル命令及會計事務ヲ監督スルコト
- 四 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 五 使用料、手數料、會稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコト

第六條 會長ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 特別ノ事情アル會ニハ副會長一人ヲ置クコトヲ得
- 二 會計員ハ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル
- 三 副會長ハ會長ノ事務ヲ補助シ會長故障アルトキ之ヲ代理ス
- 四 特別ノ事情アル會ニ於テハ民政署長ハ専任ノ會計員ヲ置カス會長又ハ副會長ヲシテ會計員ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得
- 五 會長ハ會計員故障アルトキ之ヲ代理スヘキ吏員ヲ定メ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ
- 六 會長ノ吏員ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
- 七 會長ノ吏員ハ有給トス但シ會長及副會長ハ名譽職ト爲スコトヲ得
- 八 同シ
- 九 會長、副會長及會計員ノ任期ハ三年トス

之ヲ處理ス

第六條・會長、副會長、會計員、街屯長及副街屯長共ノ任期中退職セムトスルトキハ退職ノ理由ヲ具シ會長ニ在リテハ關東州廳長官ニ其ノ他ノ會吏員ニ在リテハ民政署長ニ願出ツヘシ

第七條・會長ハ會吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得
其ノ懲戒處分ハ讀賣及五圓以下ノ過怠金トス

第三章 協 議 會

第八條・協議會員ノ定員左ノ如シ

一 人口五千未滿ノ會	八人
二 人口五千以上一萬未滿ノ會	十二人
三 人口一萬以上二萬未滿ノ會	十六人
四 人口二萬以上ノ會	二十人

協議會員ノ定員ハ總選任ヲ爲ス場合ニ非サレハ之ヲ増減セス

特別ノ事情アル會ニ於テハ民政署長ハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ク之ヲ減スルコトヲ得

第九條・協議會員中關員ヲ生シ其ノ關員會員定員ノ三分ノ一以上ニ至リタルトキ又ハ民政署長ニ於テ

副會長、會計員及書記其ノ吏員ハ民政署長之ヲ任免ス

第五條・街又ハ屯ニ街屯長及副街屯長一人ヲ置ク

特別ノ事情アル街屯ニ於テハ副街屯長數人ヲ置クコトヲ得

街屯長及副街屯長ハ名譽職トス

街屯長及副街屯長ハ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス

街屯長及副街屯長ノ任期ハ三年トス

街屯長ハ會長ノ命ヲ承ク其ノ街屯内ニ於ケル會長ノ事務ヲ補助ス

副街屯長ハ街屯長ノ事務ヲ補助シ街屯長故障アルトキ之ヲ代理ス副街屯長數人ヲ置キタルトキハ豫メ會長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第五條ノ二・會ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得

委員ハ名譽職トシ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス

委員長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ノ組織ニ關シテハ會規則ヲ以テ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得

委員ハ會長ノ指揮監督ヲ承ク財產又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル會ノ事務ヲ調査シハ

必要下認ムルトキハ補闕選任ヲ爲スヘシ

第十條 協議會ノ議長故障アルトキハ會長ノ職務ヲ代理スル者之ヲ代理ス

第十一條 協議會ハ會長之ヲ招集、開會及閉會ス

協議會ノ招集及諸問スヘキ事項ハ開會ノ日ヨリ少グトモ三日前ニ協議會員ニ之ヲ通知スヘシ但シ急

施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 協議會ハ協議會員定員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事項

三付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ満タサルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十四條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第十五條 議長ハ會議錄ヲ調製シ會議ノ顛末及出席會員ノ氏名ヲ記載スヘシ

會議錄ハ議長及出席會員一人以上之署名スヘシ

第十六條 名譽職會長、名譽職副會長、協議會員共ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受

クルコトヲ得

第四章 給料及給與

名譽職會長、名譽職副會長、衛屯長及副衛屯長其ノ他ノ名譽職員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

名譽職員ノ費用辨償額、報酬額、有給吏員ノ給料額、旅費額及其ノ支給方法ハ民政署長之ヲ定ム有給吏員ニハ會規則ノ定ムル所ニ依リ退職給與金及死亡給與金ヲ給スルコトヲ得

第五章 會ノ財務

第一款 財產營造物及會稅

第十七條 収益ノ爲ニスル會ノ財產ハ基本財產トシ之ヲ維持スヘシ

會ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財產ヲ設ケ又ハ積立金ヲ爲スコトヲ得

第十八條 會稅及夫役現品ハ會内ニ住所ヲ有スル者ニ對シ之ヲ賦課ス

第十九條 三月以上引續キ會内ニ滯在スル者ニ對シテハ其ノ滯在ノ初ニ遡リ會稅ヲ賦課スルコトヲ得
會内ニ住所ヲ有セス又ハ三月以上滯在スルコトナシト雖會内ニ於テ土地、家屋、物件ヲ所有、使用
若ハ占有シ、會内ニ於テ營業又ハ特定ノ行爲ヲ爲ス者ニ對シテハ其ノ土地、家屋、物件、營業若ハ
其ノ收入又ハ其ノ行爲ニ付會稅ヲ賦課スルコトヲ得

納稅者ノ會外ニ於テ所有、使用、占有スル土地、家屋、物件若ハ其ノ收入又ハ會外ニ於テ營業所ヲ

課クタル營業若ハ其ノ收入ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス。但シ此ノ賦課スルコトヲ得ス者、其ノ境内地並教會所、說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所、說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ヲ限ニ在ラス。

國又ハ市、會其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用ニ供スル家屋、物件及營造物ニ對シテハ會稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス。

第十一條 會稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

一 反別割

二 戶別割

三 特別別稅

特別割ハ耕地、山林、草地ニ對シ民有地ニ在リテハ其ノ所有者又ハ質權者ニ、官有管下地ニ在リテハ其ノ借地人に之ヲ賦課スヘシ。

特別ノ事情アル會ニ於テハ宅地ニ對シ反別割ヲ賦課スルコトヲ得

反別割ハ各地目毎ニ均一ノ課率ヲ以テ之ヲ賦課徵收スヘシ但シ第五十七條ニ依リ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス。

戶別割ハ一戸ヲ構フル者營業所又ハ事務所ヲ有スル法人又ハ組合ニ之ヲ賦課スヘシ但シ一戸ヲ構ヘサルモ獨立ノ生計ヲ營ム者ニ之ヲ賦課スルコトヲ得

特別割ハ納稅義務者ノ所得、資產及生計ノ狀況等ヲ斟酌シ等差ヲ設ケテ之ヲ賦課徵收スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ等差ヲ設ケシテ賦課徵收スルコトヲ得

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ賦課スルノ必要アル場合ニ於テ之ヲ賦課徵收スルモノトス

第二十二條 反別割ノ課率ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

反別割

特別ノ必要アル場合ニ於テハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ヲ超過シテ賦課スルコトヲ得

第二十三條 夫役又ハ現品ハ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出しシ之ニ當ラシムルコトヲ得

第一項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役現品ニ付テハ之ヲ適用セス

第二十四條 數人ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ關係者ニ負擔セシムルコトヲ得

會ノ一部ヲ利スル營造物ノ設置維持其ノ他ノ必要ナル費用ハ其ノ部内ニ於テ會稅ヲ納ムル義務アル者ニ負擔セシムルコトヲ得

數人又ハ會ノ一部ヲ利スル財產ニ付テハ前二項ノ例ニ依ル
數人又ハ會ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事項ニ關シテハ會ハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人若ハ會ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 會長ハ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得但シ其ノ年度ヲ超ユル場合ハ協議會ニ諮詢スヘシ

會ハ特別ノ事情アル者ニ限リ會稅ヲ減免スルコトヲ得

第二十六條 會稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納額告知書ヲ受クタル日ヨリ二十日以内ニ會長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

會長ハ前項ノ申立アリタルトキハ之ヲ協議會ニ諮詢ノ上決定スヘシ

前項ノ規定ニ依ル會長ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定アリタル日ヨリ十日以内ニ民政署長ニ不服ア

申立ヲ爲シ裁定ヲ請フコトヲ得

前各項ノ規定ニ依ル申立、決定又ハ裁定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十七條 會稅、使用料、手數料、過怠金其ノ他會ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ會長ハ夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲ササルトキ又ハ夫役現品ニ代フル金錢ヲ納メサルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ但シ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役現品ニ付テハ之ヲ金額ニ算出シ更ニ期限ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ會規則ノ定ムル所ニ依リ手數料ヲ徵收スルコトヲ得
滯納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ共ノ指定ノ期間内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スヘシ

第二十八條 會稅ノ徵收ニ關シテハ本令ニ定ムルモノノ外大正十四年關東廳令第十三號第二條乃至第八條ノ規定ヲ準用ス

第二十九條 會ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十條 會長ハ關東州會制第十四條第一項ノ規定ニ依リ借入金ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ金額、借入

ノ方法、利率及償還方法ヲ定メ之ヲ協議會ニ諮問スヘシ

第二款 會ノ豫算及決算

第三十一條 會長ハ會稅其ノ他一切ノ收入ヲ歲入トシ 一切ノ經費ヲ歲出トシ 每會計年度歲入歲出豫算ヲ調製シ過クトモ 年度開始ノ一月前ニ民政署長ニ認可ヲ申請スヘシ

豫算ハ認可アリタル後直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

豫算ハ別表第一號ノ式ニ依リ調製スヘシ

豫算ハ之ヲ經常臨時ノ二部ニ大別シ各部ヲ更ニ款項ニ區分スヘシ

豫算ニハ事務報告書及財產表ヲ添付スヘシ

第三十二條 會ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

特別會計ニ屬スル歲入歲出ハ別表第二號ノ式ニ依リ別ニ其ノ豫算ヲ調製スヘシ

前條第一項、第二項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
ヲ得

第三十三條 會長ハ其ノ會計年度内ニ限リ民政署長ノ認可ヲ受ケ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

追加又ハ更正豫算ハ別表第三號ノ一、二ノ式ニ依リ調製スヘシ

第三十四條 會費ヲ以テ支拂スル事業ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノニ付テハ協議會ニ諮問ノ上其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

繼續費ノ年期及支出方法ハ別表第四號ノ式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第三十五條 會ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

第三十六條 會長ハ豫算ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ體本ヲ會計員ニ交付スヘシ

會計員ハ會長又ハ監督官廳ノ命令アルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス命令ヲ受クルモ支出ノ豫算ナク且豫備費支出、費目流用其ノ他適法ニ支出ヲ爲スコトヲ得サルトキ亦同シ

前二項ノ規定ハ會計員ノ事務ヲ兼掌シタル會長又ハ副會長ニ之ヲ準用ス

第三十七條 歲入ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一 納期ノ一定シタル收入ハ其ノ納期末日ノ屬スル年度

二 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發スルモノハ之ヲ發シタル日ノ屬スル年度

三 隨時ノ收入ニシテ納額告知書ヲ發セサルモノハ領收ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ借入金、補助金、寄附金其ノ他之ニ類スル收入ニシテ其ノ豫算シタル年度ノ出納閉鎖前ニ領收シタルモノハ其

少額算ノ屬スル年度

第三十八條 資出ノ所屬年度ハ左ノ區分ニ依ル

一 費用辨償、報酬、給料、旅費、退職給與金、死亡給與金其ノ他ノ諸給與及傭人料ノ類ハ其ノ支

給又ヘキ事實ノ發生シタル日ノ屬スル年度但シ支拂期日ノ定メアルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル

年度

三 通信運搬費、土木建築費其ノ他物件ノ購入代價ク類ハ契約ヲ爲シタル日ノ屬スル年度但シ契約

ニ依リ定タル支拂期日アルトキハ其ノ支拂期日ノ屬スル年度

四 前各號ニ掲タルモノヲ除クノ外ハ總チ支拂命令ヲ發シタル日ノ屬スル年度

第三十九條 各年度ニ於テ決定シタル歲入ヲ以テ他ノ年度ニ屬スヘキ歲出ニ充ツルコトヲ得ス但シ年

度經過後ニ至リ歲入ヲ以テ歲出ニ充ツルニ足ラサルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ翌年度ノ歲入ヲ繰

上ケ之ニ支用スルコトヲ得

第四十條 漢算ニ定タル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ス

核算各項ノ金額ハ民政署長ノ認可ヲ受クルニ非サシハ之ヲ流用スルコトヲ得ス

第四十一條 遠隔ノ地ニ於テ支拂ヲ必要トスル經費ハ現金前渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ現金前渡ハ會吏員以外ノ者ニ之ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 左ノ經費ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

一 旅 費

二 訴訟費用

第四十三條 前金支拂ニ非サレハ購入又ハ借入ノ契約ヲ爲シ難キモノニ限リ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 歲入ノ誤納又ハ過納ト爲リタル金額ノ拂戻ハ各之ヲ收入シタル歲入ヨリ支拂フヘシ

歲出ノ誤拂又ハ過渡ト爲リタル金額、現金前渡、前金拂及概算拂ノ返納ハ各之ヲ支拂ヒタル經費ノ

定額ニ戻入スヘシ

第四十五條 會ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ之ヲ調製シ證憑書類ヲ添へ會計員ヨリ之ヲ會長ニ提出スヘシ會長ハ之ヲ審査シ意見ヲ附シテ民政署長ニ申請シ其ノ承認ヲ受ケ且決算ノ要領ヲ告示スヘシ

決算ハ豫算ト同一ノ區分ニ依リ之ヲ調製シ豫算ニ對スル過不足ノ説明ヲ附スヘシ

第四十六條 各年度ニ於テ歳計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スヘシ但シ民政署長ノ承認ヲ受

ケ剩餘金ノ全部又ハ一部ヲ基本財産又ハ積立金ニ編入スル場合ニ於テハ繰越ヲ要セス之カ支出ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 繼續費ハ毎年度ノ支出殘額ヲ繼續年度ノ終リ迄遅次繰越使用スルコトヲ得

第四十八條 會稅、使用料、手數料、過怠金及物件ノ貿易料ノ類ハ納額告知書ニ依リ之ヲ繰收シ其ノ他ノ收入ハ納付書ニ依リ之ヲ收入スヘシ

第四十九條 財產ノ賣却、貸與、工事ノ請負、物件ノ賣買貸與及勞力ノ供給ハ臨時急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外之ヲ競争入札ニ付スヘシ但シ特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ指名競争入札ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第五十條 會ノ出納ハ毎月例日ヲ定メテ之ヲ検査シ且毎會計年度少クトモ一回臨時検査ヲ爲スヘシ 檢査ハ會長之ヲ爲シ臨時検査ニハ協議會ニ於テ互選シタル協議員二名以上ノ立會ヲ要ス

第六章 會・組合

第五十一條 民政署長ハ關東州會制第十七條ノ規定ニ依リ會組合ヲ設置セムトスルトキハ關係會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル會、組合ノ共同事務、組合事務所ノ位置、組合協議會ヲ置クトキハ其ノ組織及組合協議會員ノ選任、給合吏員ノ組織及選任並組合費

用ノ支辨方法其ノ他必要ナル事項ニ付會組合規約ヲ設クヘシ

第五十二條 民政署長ハ會組合規約ヲ變更セムトスルトキ又ハ會組合ヲ解カムトスルトキハ關係會ノ意見ヲ徵シ關東州廳長官ノ認可ヲ愛クヘシ此ノ場合ニ於テ財產ノ處分ヲ要スルトキハ其ノ處分ニ付亦同シ

第五十三條 會組合ニ組合協議會ヲ置カサルトキハ組合協議會ニ諮問スヘキ事項ハ關係會長ノ協議ニ依ル

第七章 會・監督

第五十四條 會ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキ又ハ豫算中不適當ト認ムル費用アルトキハ民政署長ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加ヘ又ハ削減スルコトヲ得

第五十五條 民政署長ハ會長其他ノ會吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ謫責、二十五回以下ノ過怠金又ハ解職トス但シ會長ノ解職ニ付テハ此ノ限ニ在ラス 民政署長ハ會吏員ノ解職ヲ行ハムトスル前其ノ吏員ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ヲ支給スルコトヲ得ス

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間會ノ公職ニ選任セラルコトヲ得ス

- 第五十六條** 會ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ關東州廳長官ノ認可ヲ受クヘシ
 一 會規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
 二 特別稅ヲ新設シ増額シ又ハ變更スルコト
- 第五十七條** 會ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ
 一 不動產ノ取得、管理及處分ニ關スルコト
 二 基本財產及積立金ノ設置管理及處分ニ關スルコト
 三 寄附又ハ補助ヲ爲スコト
 四 夫役又ハ現品ノ賦課徵收ニ關スルコト但シ急迫ノ場合ニ賦課スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 五 第二十四條ノ規定ニ依リ數人又ハ會ノ一部ニ費用ヲ負擔セシメ及不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ數人
 若ハ會ノ一部ニ對シ賦課ヲ爲スコト
 六 年度ヲ超ユル會稅延納ニ關スルコト
 七 會稅ヲ減免スルコト
 八 特別會計ヲ設クルコト

- 九 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
 十 豫備費支出ニ關スルコト
 十一 退職給與金及死亡給與金支給ニ關スルコト

第八章 雜則

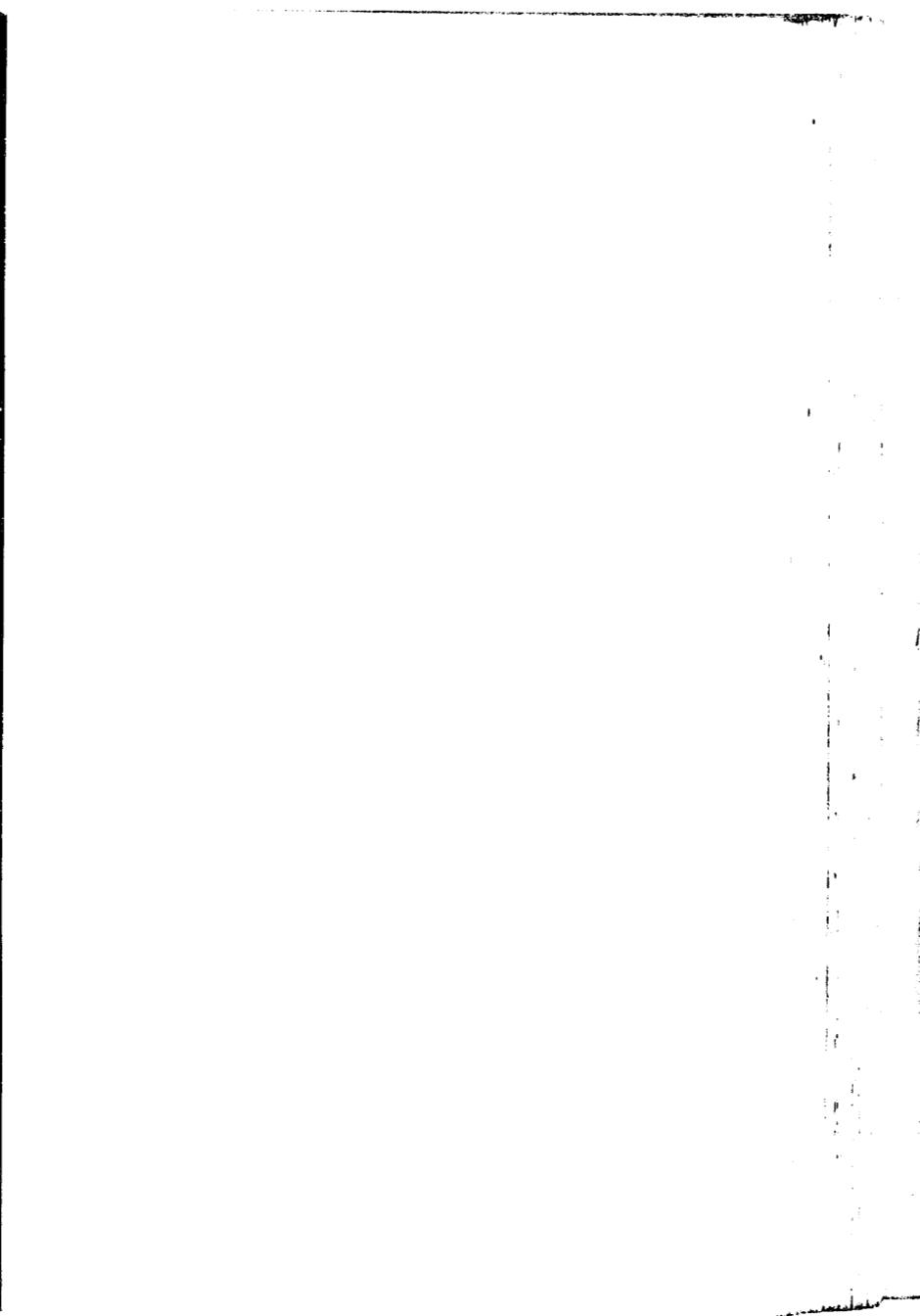
第五十八條 會ノ公告ハ會ノ掲示場ニ掲示スルヲ以テ其ノ式トス

附則

本令ハ關東州會制施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表（略）

會事務所處務規程準則
會會計事務規程準則
會物品取扱規程準則



◎會事務所處務規程準則

第一章 總 則

第一條 會事務所ニ庶務係及會計係ヲ置ク

第二條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 機密ニ關スル事項

二 職員ノ進退、賞罰其ノ他身分ニ關スル事項

三 儀式及典禮ニ關スル事項

四 通譯、翻譯ニ關スル事項

五 會長印及會印ノ保管ニ關スル事項

六 文書ノ收受發送ニ關スル事項

七 文書ノ編纂及保管ニ關スル事項

八 諸規則及例規ノ編纂ニ關スル事項

九 協議會ニ關スル事項

- 第三條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム
- 一 会計係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
　　一 収入及支出ニ關スル事項
　　二 現金、有價證券及物品ノ出納保管ニ關スル事項
　　三 決算ニ關スル事項
四 其ノ他會計ニ關スル事項
- 十 街屯長會ニ關スル事項
十一 諸證明ニ關スル事項
十二 土地ニ關スル事項
十三 教育ニ關スル事項
十四 衛生ニ關スル事項
十五 土木交通ニ關スル事項
十六 農業ニ關スル事項
十七 警防ニ關スル事項
十八 賑恤救濟ニ關スル事項
十九 戸口民籍ニ關スル事項
二十 諸統計ニ關スル事項
二十一 稟算ノ編成及決算ノ審査ニ關スル事項
二十二 収入及支出ノ命令ニ關スル事項
二十三 會有財產ノ管理處分ニ關スル事項

第四條 執務時間並休日左ノ如シ

一 執務時間

七月二十日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
 八月三十一日迄ハ午前八時ヨリ午十二時迄トス
 九月三十日迄ハ午前八時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
 十月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス
 十一月三十一日迄ハ午前九時ヨリ午後四時迄但シ土曜日ハ午十二時迄トス

二 休 日

一 祝日、大祭日

二 曜日

三 始政記念日

四 年末年始陰曆十二月二十九日ヨリ一月三日迄

五 清明節、端午節、中元節、中秋節

第六條 吏員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ

出勤簿(第七號様式)ハ出勤定刻ヲ過キタル後庶務係ニ於テ検閲シ出張、忌引、遅参、缺勤、父母ノ祭日賜暇及前日ノ早引等ヲ調査シ各其ノ符號ヲ記入スヘシ

第七條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲出勤スルコト能ハサル者ハ其ノ事由ヲ具シ定刻一時間以内ニ届出ツヘシ但シ病氣引範五日ヲ超エ尙引續キ缺勤セントスル場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添へ届出テ爾後一週間毎ニ其ノ手續ヲ爲スヘシ執務時間中病氣其ノ他ノ事故ニ依リ退廩セントスルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ父母ノ祭日賜暇ハ其ノ前日書面ヲ以テ届出ツヘシ
 シ會長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第八條 出張ヲ命セラレタルトキハ出張命令簿(第八號様式)ニ捺印ノ上出張シ歸廳後五日以内ニ書面ヲ以テ用務ノ顧末ヲ復命スヘシ但シ輕易ナル事件ハロ頭ヲ以テ復命スルコトヲ得

第九條 事務繁劇ナルトキハ各係互ニ協力シ事務ノ澁滑ナキヲ期スヘシ

第三章 事務處理

第十條 到達文書ハ庶務係文書事務取扱者ニ於テ之ヲ收受シ左ノ區別ニ依リ處理スヘシ
 一 文書收受簿ハ甲乙丙(甲乙ハ第一號様式ノ一丙ハ第一號様式ノ二)ニ區分シ甲ハ各官署ヨリノ來

一九四

書乙ハ人民ヨリ提出ノ文書、丙ハ電報及親展文書等ヲ收受スヘシ

第二 普通文書ハ庶務係文書事務取扱者ニ於テ之ヲ開封シ文書收受簿ニ所要ノ事項ヲ記載シ且文書ニハ收受ノ日附印ヲ押捺シテ之ニ收受番号ヲ記入シ會長ノ查閱ヲ經タル上主務者ニ配付スヘシ但シ主管ノ明ナラサルモノハ會長ノ決定ヲ承クヘシ

第三 電報及親展文書ハ文書收受簿ニ所要ノ事項ヲ記入シ封緘ノ儘直ニ其ノ宛名ノ者ニ配付スヘシ
四 文書ニ添附シタル金券又ハ物品アルトキハ之ヲ文書收受簿添附物欄ニ記入シ受領者ノ認印ヲ受クヘシ但シ金券ハ會計員ニ之ヲ交付スヘシ

五 収受番號ハ會名ノ首字及「會收」ノ字ヲ冠シ顧番ニ之ヲ附シ曆年ニ依リ更新スヘシ
六 収受文書ニシテ照復ヲ要スヘキ文書ノ番號ハ何會收第何號ノ一號ノ二等ト細別スヘシ

第七条 文書ノ配付ヲ受クタル者ハ直ニ處分案ヲ作リ之ヲ處理スヘシ但シ特ニ調查ヲ要スル爲即時處理シ難キモノハ其ノ理由ヲ具シ相當期間ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クヘシ

第八条 處分案ヲ起草スルトキハ回議用紙(第二號様式)ヲ用ヰ總テ件名ヲ附スヘシ但シ事ノ輕易ナルモノハ其ノ文書ノ餘白ニ處分ノ要領ヲ朱記シ決裁ヲ受クルコトヲ得

處分案ニシテ事ノ重要ナルモノニハ参考トシテ簡明ニ其ノ理由又ハ説明ヲ附シ又ハ關係法規ノ要領

ヲ摘錄スルヲ要ス未決事件ニシテ回議ヲ重ヌルモノハ其ノ處分ノ完結ニ至ル迄前原議ヲ添附スヘシ
處分案ハ關係各係ニ會議ノ上會長ノ決裁ヲ經其ノ發送ヲ要スルモノハ之ヲ庶務係文書事務取扱者ニ回付シ施行セシムヘシ
處分ヲ要セサル文書ハ閲覽ニ供スヘシ完結ニ至ルヘキ文書ニハ起案者ニ於テ原議ノ相當欄ニ保存ノ種別、類別及完結ノ年月日ヲ記入スヘシ但シ供閲ノ上直ニ完結ト爲ルヘキモノハ欄外ニ完結ノ印ヲ押捺スヘシ

第九條 庶務係文書事務取扱者ニ於テ前條發送文書ノ回付ヲ受クタルトキハ直ニ淨書校合シ文書發送簿(第三號様式)ニ所要ノ事項ヲ記載シ原議及發送文書ニ番號ヲ記入シ契印ノ上會長職印又ハ會事務所印ヲ押捺シ速ニ發送ノ手續ヲ爲スヘシ
發送文書ハ原議ニ施行年月日ヲ記入シ主務係ニ之ヲ返付スヘシ

第十條 發送文書ハ番號年月日ヲ記載シ會長名ヲ署スルヲ例トス但シ事ノ輕易ナルモノハ會事務所名ヲ署スルコトヲ得
一九五

上司ニ宛ルモノ及特別ノ形式アルモノヲ除クノ外普通文書ノ宛名及發信者名ハ職名ニ省略スルコトヲ得

第十五條 發信番號ノ會名ノ首字及「會發」ノ字ヲ冠シ順番ニ之ヲ附シ曆年ニ依リ更新スヘシ但シ同一事件ニシテ二回以上照復ヲ重ヌルトキハ完結スルマテ總テ同一番號ヲ以テ之ヲ整理シ何號ノ一何號ノ二等ト細別スヘシ

第十六條 會事務所ヲ經由スル文書ニシテ副申ヲ要セサルモノニ付テハ經由文書件名簿(第五號様式)ニ差出人宛名及事項ノ要領等ヲ記載シ會長ノ檢閱ヲ經テ發送ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條 副會長又ハ上席書記ニ於テ代決シタル事項ニシテ重要ナルモノハ代決ノ際後聞ノ記號ヲ施シ事後會長ノ閲覽ニ供スヘシ

第十八條 文書ノ區分大要左ノ如シ

告示 一般又ハ一部ニ對シ告知スルモノ

告諭 一般ニ對シ注意指導スルモノ

示達 傳達又ハ令達スルモノ

指令 申請、伺及願ニ對シ裁定ヲ與フルモノ

訓令 事務上ニ關シ部下吏員等ニ對シ指示ヲ爲スモノ

訓示 部下吏員等ニ對シ訓諭又ハ注意ヲ爲スモノ

上申 指令ヲ請フ事項ニ非スシテ希望又ハ意見ヲ上司ニ開陳スルモノ

内申 人事其ノ他機密ニ屬スル事務上ニ關シ希望又ハ意見等ヲ上司ニ内報スルモノ

申請 許可又ハ認可等ヲ請フモノ

副申 經由文書等ニ對シ添書スルモノ

伺事務上ニ關シ上司ノ指揮ヲ請フモノ

願届 願ハ自己ノ身上其ノ他ニ關シ許可又ハ認可ヲ請フモノ、届ハ届出ヲ爲スニ止マルモノ

報告 事務ノ狀況其ノ他ニ付上司ニ申報スルモノ

通知 事務上ニ關シ通報スルモノ

照會 回答ヲ望ムモノ

回答 聞會ニ對シ應答スルモノ

嘱託 或ル事項ニ依託スルモノ

第十九條 會長ハ一週間毎ニ文書ノ處理狀況ヲ查閱シ未決事項アルトキハ直ニ之ヲ處理セシムヘシ

第四章 文書編製及保存

第二十條 先結シタル文書ハ各係ニ於テ事務ノ種類毎ニ分別シ第二十四條ノ保存區分ニ従ヒ完結ノ月

日ヲ逐ヒ索引ヲ附シ假紙スヘシ

假紙シタル文書ハ翌年ニ至リ(會計ニ關スルモノハ年度閉鎖後)之ヲ編綴シ庶務係ニ於テ保存スヘシ
但シ紙數ノ多寡ニ依リ每年每ニ口座ヲ設ケテ數年分ヲ合綴シ又ハ一年分ヲ數冊ニ分ツコトヲ得

第二十一條 總テ文書ノ種類及員數ハ帳第六號様式ヲ作リ之ヲ登錄スヘシ

第二十二條 文書ハ左ノ區分ニ依リ保存スヘシ

第一種 永久保存

第二種 十年保存

第三種 五年保存

第四種 三年保存

第五種 一年保存

第二十三條 左ノ文書ハ之ヲ永久保存スヘシ

一 國稅及地方稅賦課徵收ニ關スル帳簿

二 會稅賦課徵收ニ關スル帳簿

三 使用料、手數料徵收ニ關スル帳簿

四 會歲入及歲出內諱簿

五 現金受拂簿

六 収入及支拂證書

七 會歲入歲出豫算及決算書

八 會行政ニ關スル諸法規及例規

九 滯納整理簿

十 夫役又ハ現品賦課費帳

十一 會經費ニ關スル綴

十二 會事務所日誌

十三 事務引繕ニ關スル書類

十四 會勢一覽表

十五 職員名簿及履歷書

- 六 土木交通ニ關スル書類綴
 七 教育ニ關スル書類綴
 八 衛生ニ關スル書類綴
 九 警防ニ關スル書類綴
 十 賑恤救濟ニ關スル書類綴
 十一 統計ニ關スル書類綴
 十二 其ノ他雜件綴
- 第二十五條** 保存期間ヲ超過シタル文書ハ尙存置ノ必要アリト認ムモノヲ除キ民政署長又ハ民政支署長ノ認可ヲ經テ廢棄ノ手續ヲ爲シ印章其ノ他使用ノ處アルモノハ之ヲ塗抹シ若ハ截断スヘシ
- 第五章 宿直**
- 第二十六條 休日及執務時間外ニ於ケル事務ヲ處理セシムル爲宿直ヲ置クヘシ
 宿直ハ吏員一名(會長、副會長ヲ除ク)宛輪番ニ勤務スヘシ
 宿直ノ勤務ハ退廳ノ時限ヨリ翌日出勤ノ時限迄トス但シ休日ニ在リテハ當日出勤時限ヨリ翌日出勤ノ時限迄トス

宿直ノ職務ハ施設係ニ於テ之ヲ定メ第九號様式ノ通知簿ニ依リ本人ニ通知スヘシ

第二十七號 宿直ニ於テ取扱ヒタル事項ハ之ヲ宿直日誌（第十號様式）ニ記載シ收受文書ハ該處及通貨金券封入ノモノヲ除クノ外即時開封シ事ノ至急ヲ要スルモノ及電報又ハ至急願展文書等ハ送達簿ニ依リ直ニ會長又ハ監査官等ニ送付スル事無ニシテ

第二十八條 宿直員ハ近火其ノ他非常異變アルトキハ會長以下更員ニ急報シ一面應急ノ處置ヲ爲スヘ

卷之三

卷之三

備考
一 本帳簿ハ曆年ニ依リ更新スルモノトス但シ收受件數少キ會ニ在リテハ數年間使用スルモ幼ナシ此ノ場合ニ於テハ
曆年毎ニ^ニ轉見出ヲ附シ區分スルコトヲ要ス
文書收受摘要表ノ右方上部ニ甲又ハ乙ノ區分ヲ相成スルモノトス

(第一號樣式ノ一二)(丙)

文書收受簿

收受月日及收受番號	宛	名	發信者氏名	摘要
會長印	計	何件	上列會長又八 上列會長又八	要

本帳簿ハ第一號様式ノ一備考ニ示シタル例ニ準シ取扱フモノトス

(第三號樣式)

文書發送簿

添 附 物	發送番號	月日	月	日
	(何)會發第號			
備 考	宛 名		件 名	
	月 日何號ノ一何々へ照會(回答、督促等)		原議受 領者印	

(備考) 本帳簿ハ幾年ニ依リ更新スルモノトス但シ發送件數ノ少ナキ會ニ在リテハ數年間繼續使用スルモ妨ナシ此ノ場合ニ於テハ賃牛母ニ贋見出ヲ附シ區分スルコトヲ要ス

(第四號樣式)

二〇五

10

212

月 日

交付	再進達	進達
月	月	月
日	日	日
領要ノ項事		
長會印	長會印	長會印
任印	任印	任印

文書名

一 本紙帳ハ保存期限毎ニ口座ヲ記ケ又ハ之ヲ別冊トシ總テノ帳簿書類統合年度順ニ登載スルモノトス
二 摘要欄ニハ文書ノ履歴年月日及其ノ他必要ノ事項ヲ記載シ整理スルモノトス

(第七號樣式)

出勤簿

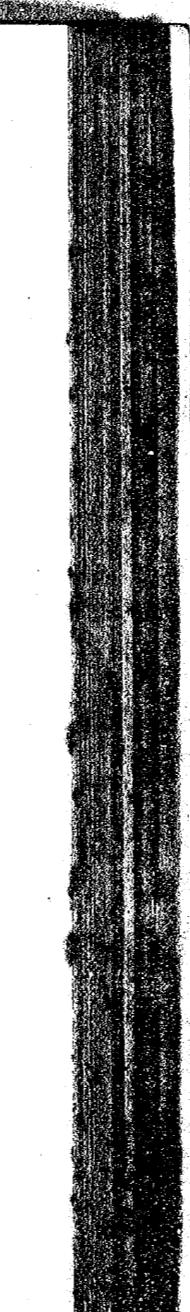
陽月	日暉	日氣	溫度	會長印	直氏宿者名	使氏名	陽月	日暉	日氣	溫度	會長印	直氏宿者名	使氏名
陽月	日暉	日氣	溫度	會長印	直氏宿者名	使氏名	陽月	日暉	日氣	溫度	會長印	直氏宿者名	使氏名

宿直記

款式三

十一號樣式

九號樣式



25

25 x

32 x 1

九

一 品目毎ニ口座ヲ別々ト
二 食事務所、書道室、音楽室等ニ區分スルコト

●會會計事務規程準則

第一條 會、會計事務ハ法令中別段ノ規定アルモノノ外本規程ニ依リ取扱フヘシ

第二條 關東州會制施行規則第三十六條第一項ニ依リ會計員ニ交付スヘキ豫算賬本ニハ其ノ交付年月

日ヲ記入スヘシ

第三條 會長ハ左ノ各號ノ認可ヲ受ケタルトキハ之ヲ會計員ニ通知スヘシ

一時借入金

翌年度歳入繩上充用

豫算各項ノ流用

豫備費支出

類制豫算ヲ命セラレタルトキ又ハ各費目ノ流用ヲ爲ストキ亦前項ニ同シ

第四條 會計員ハ左ノ帳簿ヲ備ヘ記帳整理ヲ爲スヘシ

一 會稅徵收簿（第一號様式）

二 夫役現品徵收簿（第二號樣式）

三 稅外徵收簿（第三號樣式）

四 滯納整理簿（第四號樣式）

五 現金受拂簿（第五號樣式）

六 歲入內譯簿（第六號樣式）

七 歲出內譯簿（第七號樣式）

八 現金前渡概算拂簿（第八號樣式）

九 會債整理簿（第九號樣式）

十 基本財產臺帳（第十號樣式）

前項各號帳簿ノ外補助簿ヲ設クルコトヲ得
出内譯簿ニ相當記入ヲ爲スヘシ

第六條 會計員ニ於テ豫算賬本ノ交付ヲ受ケ又ハ第三條ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ歲入內譯簿及歲
シテ使用スルコトヲ得

第七條 収入支出命令ハ第十一號樣式ニ依ルヘシ

第八條 會稅ヲ徵收セムトスルトキハ會長ニ於テ會稅徵收簿ニ依リ少クトモ其ノ徵收期日二十日前ニ

第十二號様式ノ納額告知書ヲ發付スヘシ

會稅以外ノ收入金ヲ收入セムトスルトキハ會長ハ稅外徵收簿ニ依リ使用料、手數料及物件ノ貿易料ニ在リテハ納額告知書ヲ發付シ其ノ他ノ收入ニ在リテハ納付書ヲ添附セシムヘシ

公債、預金利子、補助金、交付金其ノ他ノ收入ニシテ納付書ヲ徵シ難キモノハ收入命令ニ依リ直ニ

收入スヘシ

夫役現品ノ徵收ハ會稅ノ例ニ準シ第十五號樣式賦課令書ヲ發付スヘシ

第九條 納額告知書、賦課令書、返納告知書ヲ發付シ又ハ納付書ヲ徵シタル後誤謬又ハ異動アルコトヲ發見シタルトキハ左ノ手續ニ依リ整理スヘシ

一 納付前ナルトキハ其ノ告知書令書ハ義務者ヲシテ之ヲ還付セシメ改訂スヘシ其ノ納付書ハ義務者ニ之ヲ還付シ改訂セシムヘシ

二 納付後ナルトキハ其ノ調定額ノ不足ニ屬スルモノハ其ノ不足ニ對スル告知書ヲ發シ其ノ調定額ノ超過又ハ誤納ニ屬スルトキハ請求書ヲ徵シ拂戻スヘシ

第十條 會計員ニ於テ現銀ヲ收入セムトスルトキ又ハ現品ヲ受領セムトスルトキハ納人ヲシテ納額告附シ保存スヘシ

知書、返納告知書、賦課令書又ハ納付書ヲ差出サシメ之ヲ當該帳簿ト照合シ帳簿及領收證ニ領收月日ヲ記入シ領收印ヲ押捺シタル上領收證ヲ納人ニ交付スヘシ

納額告知書、返納告知書及賦課令書ノ原符ハ之ヲ一括シ枚數、金額、人員ノ計ヲ記載シタル小票ヲ附シ保存スヘシ

第十一條 關東州會制施行規則第二十五條ノ規定ニ依リ納稅延期ヲ許シ又ハ會稅ヲ減免シタルトキハ會長ハ納人ノ住所氏名、稅目金額及納入期限ヲ會計員ニ通知スヘシ

會計員前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ徵收簿及滯納整理簿ノ訂正ヲ爲スヘシ

第十二條 徵收金ニシテ指定ノ納期ニ納付セサル者アルトキハ會計員ハ徵收簿ニ依リ納入ノ住所氏名稅目、納期日及滯納金額ヲ滯納整理簿ニ移記シ會長ニ報告スルト共ニ「徵收簿ニ滯納整理簿ニ移記」ト朱書整理スヘシ

會長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ第三十一條樣式ノ督促令狀ヲ發付スヘシ

第十三條 會費ノ支出ヲ要スルトキハ會長ハ債主ニ請求書ニ依リ會計員ニ支出命令ヲ發スヘシ但シ數人ノ債主ニ對シ同一費用ノ支拂ヲ要スルトキハ集合支出命令ヲ發スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各債主ノ金額、內擇書ヲ請求書ニ添附セシムヘシ

請求書ニハ金額、品目、種類、數量、單價等ヲ明記セシメ且旅費請求書ニ付テハ其ノ用務、旅行先、旅行日數、年月日、路程及宿泊地名ヲ詳記セシムヘシ。

第十四條 報酬、給料、賄給與金、寄附金、會債元利償還金、基本財產蓄積金、贈稅及負擔、郵便切手收入印紙等正當領收書ヲ徵シ得サルモノハ會長又ハ主任者ノ支出調書ヲ以テ前條ノ請求書ニ代フルコトヲ得。

第十五條 會計員ニ於テ第十三條ノ支出命令ヲ受ケタルトキハ左記事項ヲ調查シ不當合ナシト認メタルトキハ支拂ヲ爲シ領收書ヲ徵スヘシ但シ領收書ハ請求書ト連絡セシムルモ妨ケナシ。

郵便切手、收入印紙等正當領收書ヲ徵スルコトヲ得サルモノニ付テハ會長ノ承認シタル支拂證明書ヲ添附スヘシ。

一 債權者ハ正當ナリヤ(代人ナルトキハ委任狀ノ有無)

二 練算ニ定メタル目的ニ違フコトナキヤ

三 練算金額ニ超過スルコトナキヤ

四 金額計算ニ相違ナキヤ

五 科目所屬年度ニ誤ナキヤ

第十六條 現金前渡又概算拂ヲ爲シタルトキハ用務終了後三日以内ニ精算書ヲ徵スヘシ

第十七條 歲出ノ誤拂、過渡ヲ發見シ戻入ヲ要スルトキハ返納人ニ對シ第十四號様式ノ返納告知書ヲ發付スヘシ

第十八條 關東州會制施行規則第四十六條但書ニ依リ基本財產ニ編入スル爲歲計剩餘金ヲ支出スル場合ニ於テ會長ハ仕譯書ヲ調製シ會計員ニ對シ支出收入命令ヲ同時ニ發スヘシ

第十九條 出納共ノ他會計事務ハ必ス即日記帳整理スヘシ

收入及支拂ノ證憑トナルヘキ書類ハ款別ニ編綴保存スヘシ

第二十條 出納ニ關スル證憑書類ニ記入スヘキ金錢ニ係ル一、二、三、十ノ數字ハ壹、貳、參、拾ヲシ責任者訂正ノ箇所ニ捺印スヘシ

諸帳簿及證憑書類ハ塗抹、改竄、糊貼スルコトヲ得ス若已ムヲ得ス訂正又ハ削除ヲ要スルトキハ原字墨書ナルトキハ朱線二條、原字朱書ナルトキハ墨線二條ヲ施シ插入又ハ訂正ノ文字ハ右傍ニ記載シ更正シ(増ハ墨書、減ハ朱書)當該誤謬ノ箇所ニハ其ノ事由ヲ記シア計算ヲ

帳簿中金額ニ誤謬アルコトヲ後日ニ於テ發見シタルトキハ最終記帳ノ次ニ其ノ事由ヲ記シア計算ヲ

昭和丙午歲會稅徵收簿

三、賈某於行劫販第五個月內，例月檢查，每月五日送二個，前月分送數有三項，受

支那北滿洲鐵道ノ九二年八月廿日「保戶機有澤」ト朱書シ會長之二署名捺印ナヘシ
臨時検査ニ關シテハ第一項ノ例ニ依リ會長ハ當該検査ニ立會ヲ爲シタル協議會員ト共ニ署名捺印ス
ヘシ

何會事機房

卷之三

至昭和何年度

10

八號樣式

卷之三

昭和何年度現金算概

自昭和何年度
至昭和何年度

會

債

整

理

簿

何

會

事

務

所

日 晴

日 晴

華語學會

第十一號樣式

基 本 財 產 台 賬

在地 何屯番地 一 何年何月何日何屯某某小作何程領^レ賣付人

11

1

1

卷之三

集計、部土地建物の償却額、建設費の増減、機器備品費等、
タルトキハ其の費用用(ア加算式)常備物件=在リテハ其の新
價類有償贈与額ニ依リ各年度現在額ヲ記載スヘシ

203

第一號樣式

۲۰۷

收領 賜 年月日	記何 帳月 期日	第 號 章	照和 年 度	姓 氏 名 稱 戶 番 屯	何稅 何期 分 金 右昭 年 月 日 昭和 年 月 日 日本會事務所三輪村又へシ 文八何々村
----------------	----------------	-------------	--------------	---------------------------------	---

收人命令書

第	昭和	年	度
號	電	番	戶
氏	名		
一	金	何	程
右	領	收	入
昭	和	年	月
會	計	員	氏
名			

會長印		何月何日	何月何日交出測量圖	測量會員印	何年度
項目	受 反 反 人	住 所 一 氏 名			

مکالمہ

会員		何年何月何日	何月何日支出来	認証書	會員印
項目	受取人	住所	氏名		

第十四號様式

收領年月日	記載年月日	收銀年月日	付託年月日	右昭和年月日	何月何日支出向スノ内ノ過期又ハ誤拂シ
屯番戸名	氏名	年度	號	第一金	督足手數料
第			領	收	一金
第			領	收	右領收ス
					何會長氏名

第十三號様式

收銀年月日	記載年月日	收銀年月日	付託年月日	右昭和年月日	何月何日支出向スノ内ノ過期又ハ誤拂シ
屯番戸名	氏名	年度	號	第一金	督足手數料
第			領	收	一金
第			領	收	右領收ス
					何會長氏名

收銀年月日	記載年月日	收銀年月日	付託年月日	右昭和年月日	何月何日支出向スノ内ノ過期又ハ誤拂シ
屯番戸名	氏名	年度	號	第一金	督足手數料
第			領	收	一金
第			領	收	右領收ス
					何會長氏名

收銀年月日	記載年月日	收銀年月日	付託年月日	右昭和年月日	何月何日支出向スノ内ノ過期又ハ誤拂シ
屯番戸名	氏名	年度	號	第一金	督足手數料
第			領	收	一金
第			領	收	右領收ス
					何會長氏名

第一條 物品ヲ類別シテ備品及消耗品ニ二種トス
 第二條 物品ノ出納ハ會計年度ニ依リ之ヲ區分スヘン
 第三條 會計員ハ會長ノ命令アルニ非サレハ物品ノ出納ヲ爲スコトヲ得ス但シ當時出納スルモノニハ
 テ特ニ會長ノ定ムル種類ニ限リ直ニ出納ヲ爲シ會長ノ後認ヲ受クルコトヲ得
 第四條 物品出納整理ノ爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一 備品臺帳 (第一號様式)

二 消耗品出納簿 (第二號樣式)

三 物品購入修繕同簿 (第三號樣式)

四 圖書臺帳 (第四號樣式)

前項帳簿ノ外必要アルトキハ補助簿ヲ設クルコトヲ得

第五條 會計員物品ヲ購入シ又ハ修繕ヲ爲サムトスルトキハ物品購入修繕同簿ニ依リ會長ノ決裁ヲ受

タクシ

●會物品取扱規程準則

證收領(品現)後夫		第		證收領(品現)後夫	
右	領收	號	昭和年月日	右	領收
一先後向入(同品同號)		一先後向入(同品同號)		一先後向入(同品同號)	
電	番戶名	電	番戶名	電	番戶名
此代物金何程					
斯々(同所)當日迄毎日午前同時より同所にて同前後向入者、同年同月同日					
限リ證收領所(同品同號)					
此代物金何程					
昭和年月日	河崎良氏	昭和年月日	河崎良氏	昭和年月日	河崎良氏
電	番戶名	電	番戶名	電	番戶名

1111

禁式ヲ以テ會長ニ商議ヘシハ此ノ事項ニ於テ其ノ當否ヲ調査シ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
前項ノ商議ナリタルトキハ會計員ニ於テ其ヲ當否ヲ調査シ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
第六條 物品ノ出納ハ直ニ帳簿ニ登記スヘシ但シ廳報、新聞、雑誌又ハ寄贈若ハ配付用トシテ購入ス
元印刷物ノ類ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 會計員物品交付ノ請求ヲ受タルトキハ所要ノ目的、數量及當否ヲ調査シ交付ノ手續ヲ爲シ其備品ニ係ルモノハ保管證ヲ徵スヘシ但シ普通學堂ニ交付スルモノハ此ノ限ニ在ラス

ヲ微スヘシ。又ハ、其ノ品目數量ヲ明瞭ニ、三分割シ貯蓄アル。一定ノ場所ニ保管スヘ
第九號 普通學堂ニ屬スル物品ハ、學堂長又ハ會長ノ指定スル職員之ヲ保管スヘシ。
第十號 常時出納ヲ爲サセル物品ハ、其ノ品目數量ヲ明瞭ニ、三分割シ貯蓄アル。一定ノ場所ニ保管スヘ

第十一條 會計員物品ノ亡失、毀損シタルコトヲ認知シタルトキハ過滯ナク其ノ旨ヲ會長ニ報告スヘ

卷之三

物品ノ交付ヲ受ケタル者之ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ通報ナクノ其旨ヲ會計員ニ報告スヘシ
使用中自然毀損シ又ハ不用トナリタル物品ハ返納書ヲ添ヘ會計員ニ返納スヘシ

第十三條 二因ルモノト認ムルトキハ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外其ノ損害ヲ辨償セシムヘシ
不用ニ屬スル物品又ハ毀損ノ爲修補ヲ加フルモ使用ニ堪ヘサル物品アルトキハ會員ハ其

第十四條 會長ハ少クトモ毎年一回物品ノ検査ヲ爲スヘシ
第十五條 會長前條ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ關係帳簿ニ検査済年月日ヲ記入シ署名捺印スヘシ

二號樣式

備品臺帳所

第一號樣式

消 韋 品 出 納 論
何 會 重 疾 堂

二、本大綱點ハ品目毎ニ口座を記入シ
一、備品ノ内既存等ノ新舊ヲ除ヌトスルトキハ概要
三、備品之事由ヲ其ノ各備品ニ該當ノ事項ヲ示せラ
四、高ニ益少ラ體不ヘ

二 手工具機器、工事機械品等ニシテ購入後直ニ拂拭スモノハ 同種面倒ノ詫入スルモ妨ナシ

第三號樣式，（二）何學堂，分

何會事務所

二號樣式

何會事務所

在 場 月 日	品 名	數 量	單 價	金 額	現 金 收 入		現 金 支 出		現 金 餘 額
					現 金 收 入	現 金 支 出	現 金 收 入	現 金 支 出	
10/1	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/2	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/3	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/4	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/5	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/6	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/7	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/8	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/9	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/10	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/11	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/12	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/13	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/14	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/15	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/16	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/17	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/18	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/19	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/20	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/21	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/22	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/23	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/24	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/25	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/26	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/27	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/28	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/29	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/30	現金	100	100	100	100	0	0	0	100
10/31	現金	100	100	100	100	0	0	0	100

1

考) 本編、毎年度新規翻訳又は改

光四號樣式

圖書室規則

104

商議會

32x | □

25 x

25x

會有給吏員就名應付官給所規程

●會有給吏員並名譽職員給與規程

第一章 總則

第一條 會有給吏員ノ給料及旅費並名譽職員ノ報酬及費用辦償ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ支給ス

第二章 紙料及報酬

第二條 有給吏員ノ給料額及名譽職員ノ報酬額ハ別表第一號表ノ一、二ニ掲クル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ辭令ヲ交付シ之ヲ定ム

第三條 紙料及報酬ハ毎月二十五日之ヲ支給ス但シ休日ニ當ルトキハ之ヲ線下ク

年額ノモノハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス但シ每會計年度末ニ於テ一時ニ支給スルコトヲ得

第四條 新任、増給、減給及資格變更ノ場合ニ於テハ其ノ發令ノ翌日ヨリ起算シ日割ヲ以テ其ノ際支給ス
退職又ハ解職ノ場合ニ於ケル給料又ハ報酬ハ退職又ハ解職ノ當日迄日割ヲ以テ其ノ際支給ス但シ在職中死亡シタル者又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ職務ニ堪ヘスシテ退職シタル者ニハ當月分ノ全額ヲ支給ス

日割計算ノ法ハ其ノ月ノ現日數ニ依ル

給料又ハ報酬ノ支給上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切捨ツ

第五條 疾病又ハ私事ノ故障ニ依リ務執セサルコト三十日ヲ超ユルトキハ給料若ハ報酬ノ半額ヲ減シ
九十日ヲ超ユルトキハ之ヲ支給セス但シ公務ノ爲傷痍ヲ受ク又ハ疾病ニ罹リタルトキ又ハ忌引者ハ
傳染病豫防ニ依リ交通ヲ遮断セラレタル爲缺勤シタル日數ハ此ノ限ニ在ズベシ

第三章 旅 費

第六條 有給更員公務ノ爲旅行スルトキハ旅費ヲ支給ス

第七條 旅費ハ鐵道費、船費、車馬費、日當、宿泊料及赴任手當ノ六種トシ別段ノ規定アル場合ヲ除
ク外民政署ノ管内ニ在リテハ別表第一號表、管外ニ在リテハ別表第三號表ニ依リ普通旅費ヲ支給ス
但シ等級ノ設ケナキ場合ノ船賃ハ其ノ實費トシ即日歸所シタル場合ノ日當ハ半額トス
旅費ハ順路ニ依リ之ヲ計算ス但シ公務ノ都合ニ依リ順路ニ依リテ旅行シ離キ場合ハ其ノ現ニ經過シ
タル通路ニ依ル
車馬賃ハ日本里程ニ依リ其ノ路程を合算シ之ヲ支給ス但シ定額ヲ異ニスルモノニ付テハ各別ニ之ヲ
通算シ通算上一里未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ切捨トス
水路旅行ニハ宿泊料ヲ支給セス

會ノ船、車、馬等ニ依リテ旅行スルトキハ船賃、馬車賃ヲ支給ス

旅行中死亡シタル場合ニ於テハ旅行先ヨリ會事務所所在地迄前職相當ノ旅費ヲ其ノ遺族ニ支給ス

第八條 新ニ任用スル爲召喚シタル者ニハ其ノ職相當ノ旅費ヲ支給スルノ外鐵道費、船費、車馬費ノ
額ニ相當スル赴任手當ヲ支給ス

第九條 講習其ノ他特別ノ用務ニ依リ出張シ同一地ニ滯在スル場合ノ旅費支給方法ハ左ノ各號ニ依ル

一 用務地トノ往復旅費ハ第七條ノ規定ニ依リ普通旅費ヲ支給ス

第十條 會内ノ旅行ニシテ行程一里以上ニ涉ル旅行ニ就テハ別表第五號表、島嶼旅行ニ就テハ別表第
六號表ニ依ル旅費ヲ支給ス

第十一條 特別ノ事情アルトキハ民政署長ノ認可ヲ受ケ旅費ノ定額ヲ増減支給スルコトヲ得

第十二條 名譽職會長及名譽職副會長公務ノ爲旅行スルトキノ費用辨償額ハ別表第二號表乃至第六號

表ニ依ル

費用辨償ノ支給方法ニ關シテハ第七條乃至第十一條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 協議會員の費用賃償ハ日額八十錢トシ職務人爲出席シタル日數ニ應シ會議ノ終了後之ヲ支

給ス

(別表第一號表ノ二)

有給吏員給料額表

二四八

職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員
又鐵 六道 船 貨	報 酬	給 料	額 (月額)	同	同	同	同
一車 里 馬 付貨	一日 日 付當	同	同	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同

(別表第一號表ノ二)

名譽職員報酬額表

職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員
又鐵 六道 船 貨	報 酬	給 料	額 (月額)	同	同	同	同
一車 里 馬 付貨	一日 日 付當	同	同	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同

(別表第二號表)

普通旅費

職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員	職員
又鐵 六道 船 貨	報 酬	給 料	額 (月額)	同	同	同	同
一車 里 馬 付貨	一日 日 付當	同	同	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同
一錢 圓	一錢 圓	一宿 夜泊 付料	一年 額	同	同	同	同

二四九

(別表第三號表)

普通旅費

副會長及副會長及 會計員、書記及技補	區分	又八船費	電車費	車馬費	一里三付	一日日付當	宿泊費	一日日付
	等定額	實費	費	錢	錢	圓	錢	圓
	實費	費	錢	錢	錢	圓	錢	圓

(別表第四號表)

日額旅費

副會長及副會長及 會計員、書記及技補	區分	同	日	日	日	日	日	日
	同	同	同	同	同	同	同	同
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

(別表第五號表)

日額旅費

副會長及副會長及 會計員、書記及技補	區分	同	日	日	日	日	日	日
	同	同	同	同	同	同	同	同
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

(別表第六號表)

日額旅費

副會長及副會長及 會計員、書記及技補	區分	日	日	日	日	日	日	日
	同	同	同	同	同	同	同	同
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢

◎會吏員定員

關東州會制施行規則第四條第七項ニ依リ會費支辨ニ屬スル吏員ノ定員左ノ通定ム

會長	名	書記	書記	船費	船費	人	人	人
會長及副會長								
會長及副會長								
會計員、書記及技補								
會計員、書記及技補								

◎會吏員特別勤務手當給與規程

第一條 會吏員ニシテ日本語ノ翻譯又ハ通辯ヲ爲シ得ル者ニハ本規程ノ定ムル所ニ依リ特別勤務手當ヲ支給ス

第二條 特別勤務手當ハ民政署長ノ施行スル第三條ノ試験ニ合格シ其ノ翻譯又ハ通辯ニ適スト認定シタル者ニ對シ之ヲ支給ス

第三條 日本語ノ試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行フ

一 翻譯(支那語及支那時文ノ日譯、日本語及日本文ノ支譯)

二 書取

三 話

第四條 試験ニ合格シタル者ニ對シテハ等級ヲ附シタル證書ヲ授與ス

前項ノ等級ハ一等乃至五等トス

第五條 既ニ證書ヲ授與セラレタル者再ヒ試験ニ應シタル場合ニ於テハ前ノ等級ト同等又ハ之ヲ超ユル成績ヲ認ムルニ非サレハ新ニ證書ヲ授與セス

第六條 特別勤務手當ハ第四條ノ證書ヲ受ケタル者ニ對シ證書日附ノ日ヨリ一年間毎月別表ニ依リ證書記載ノ等級ニ相當スル金額ヲ俸給ト同時ニ支給ス但シ一箇月ニ満タサル場合ニ於テハ日割ニ依リ支給ス

第七條 第五條ノ規定ニ依リ新ニ上級ノ證書又ハ同一等級ノ證書ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ證書日附ノ月ノ翌月ヨリ第六條ノ支給期間更ニ新證書ノ等級ニ相當スル金額ヲ支給ス

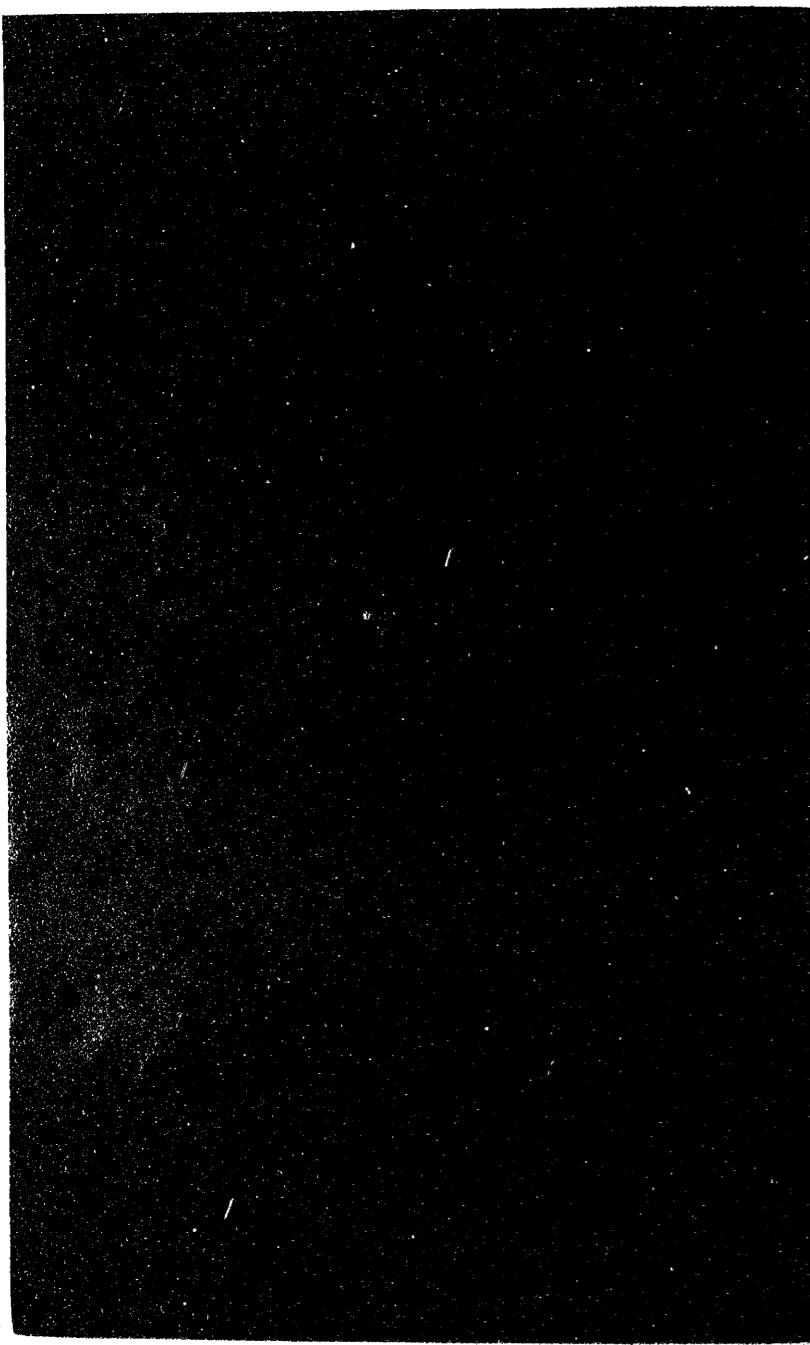
第八條 退職又ハ解職ノ場合及疾病又ハ私事ノ故障ニ因リ執務セサルコト三十日ヲ超ユル場合ニ於ケル本規程ノ特別勤務手當ノ支給ニ關シテハ會有給吏員並名譽職員給與規定第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第九條 本規程ニ定ムルモツクノ外試験ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ通牒ス

(別表)

特別勤務手當表					
等級	一等	二等	三等	四等	五等
手當月額	圓	圓	圓	圓	圓





25×10

會有給吏員退職及死亡給與金規則

- 第一條 本會有給吏員ニハ本規則ノ定ムル所ニ依リ退職給與金及死亡給與金ヲ給與ス
- 第二條 有給吏員勤續一年以上ニシテ退職左ノ各號ノ一二該當セサル者ニハ退職給與金ヲ支給ス
- 一 戒戒ニ依リ解職セラレタルトキ
 - 二 在職五年未滿ニシテ自己ノ便宜ニ依リ退職シタルトキ
- 第三條 退職給與金ハ退職當時ノ俸給月額ニ在職月數ヲ乘シタル金額ノ百二十分ノ十トシ満二十箇年ニ至リテ止ム
- 在職滿二十箇年ヲ超ユル吏員ニシテ特ニ功勞アリト認ムル者ニ對シテハ其ノ年月ニ應シ前項給與金額ノ四分ノ一以内ヲ加給スルコトヲ得
- 第四條 公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ羅リ職務ニ堪ヘシテ退職シタル者ニハ前條ニ依ル給與金額ノ十割以内ヲ増給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ勤續一年未滿ノ者ハ一年トシテ計算ス
退職給與金ヲ受クヘキ者本人死亡ノ場合ニ於テハ其ノ遺族ニ之ヲ支給ス
- 第五條 有給吏員在職中死亡シタルトキハ第三條ニ依ル給與金ノ外左ノ區分ニ依リ死亡給與金ヲ其ノ

二五六

遣族ニ支給ス

一、公務ニ基因シ死亡シタルトキ 六箇月分

二、公務ニ因ラサル死亡 二箇月分

第六條 有給更員ノ勤続年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終リトス
 第七條 本則ニ於テ遣族ト稱スルハ同一家内ニ在ル配偶者、子、孫、父母、祖父母及兄弟姉妹ヲ云ヒ
 退職給與金及死亡給與金ノ給與ニ付テハ本條ノ順序ニ依ル但シ男ハ女ニ長ハ幼ニ先ツ

附 則

本規則ハ昭和 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ在職中ノ有給更員ノ勤続年數ハ本規則ニ依ル勤続年數ニ通算ス

大正 年會規則第 號會有給更員退職給與金及死亡給與金規則ハ之ヲ廢止ス

會 稅賦課徵收規則

第一章 總 則

第一條 本會稅ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ賦課徵收ス

第二條 會稅ヲ賦課スル稅目左ノ如シ

反 別 割
戶 別 割
特 別 稅

第三條 會稅ノ賦課率ハ毎年度協議會ノ諮問ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 賦課期日後ニ於テ納稅義務消滅シ又ハ課稅標準増減スルコトアルモ其ノ賦課額ハ之ヲ變更セ

第五條 會稅ヲ徵收スルトキハ會長ハ毎納期少クトモ二十日以前ニ各納稅者ニ對シ納稅告知書ヲ發ス
 ヘシ但シ特別ノ事情アル場合又ハ隨時ニ賦課徵收スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 反別割ハ其ノ年四月一日現在土地臺帳記名者ニ賦課シ十月末日限リ之ヲ徵收ス但シ特別ノ事

情アル年度ニ於テハ徵收期限ヲ臨時變更スルコトヲ得

第七條 賦課期日後官有地ノ貸下又ハ拂下ヲ受ケ若ハ地目變換等ニ依リ新ニ納稅義務ノ生シタルモノニ對シテハ其ノ時時之ヲ賦課徵收ス

其才年四月一日現在納稅

情アル年度ニ於テハ徵收期限ヲ臨時變更スルコトヲ得
第九條 試課期日後納額告知書發布以前ニ於テハ其ノ市又ハ會ニ轉住スル納稅義務者ニ對シテハ其ノ時

時之ヲ賦課徵收ス
賦課期日後新ニ納稅義務ノ生シタル者ニ對シテハ其ノ時時之ヲ賦課徵收ス但シ他ノ市又ハ會ヨリ本
會ニ轉住シタル者前住地ニ於テ既ニ其ノ年度又ハ其ノ期ニ於テ納ムキ戸別割ノ負擔ヲ分任シタル
者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 前條第二項但書ニ該當スル者ハ轉住後十日以内ニ前住地ニ於ケル納稅額ヲ各期毎ニ區分シ會長ニ届出ツヘシ。

前項ノ届出ヲ怠リ又ハ届出ヲ正當ナラスト認ムルトキハ會長ハ適當ニ之カ査定ヲ爲シ賦課徵收ス

第十一條 特別稅ハ本會特別稅規則ニ依リ賦課徵收ス

特別稅規則

大正十

第一條 本會ニ特別稅營業割及雜種割ヲ設ク

百分ノ二十以内ノ課率ヲ以テ之ヲ賦課ス

一、製
鹽
移出一百三村

一、外來船舶
一 在港船舶
一 船舶五石未滿一隻二付
署管內船舶一石二付
署管外船舶一石二付

畜一頭付
犬一頭付

山羊一頭二付

本規則ハ大正十四年十二月廿日ヨリ之ヲ施行ス

特別稅

第二條 特別稅營業割ハ本會内ニ於テ地方船

第三條 特別稅額種別八左ノ種目賦課標準及稅率

在船艙內
舢舨五石以上
未滿一隻石

前年廣賣上高人百分之六
一項二才

一層 雜
山羊一頭二付

四庫全書

六、海 狗 牛一頭ニ付
一頭ニ付 三八十錢

二六〇

二六〇

第二條及前項ノ課率ハ毎年度協議會ノ諸間ヲ經テ之ヲ定ム

第四條 特別稅營業割及雜種割ハ其ノ年四月一日現在ニ依リ六月末日限り賦課徵收ス但シ雜種割申製
鹽割外來船舶割屠獸割及海狗割ハ賦課事實ノ發生シタル時賦課徵收ス

附 則

本規則ハ大正十五年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

手 數 料 規 則

第一條 本會ハ關東州會制第九條第二項ニ依リ左ノ事項ニ付手數料ヲ徵收ス但シ法令ニ依リ取扱フモ
ノハ此ノ限ニ在ラス

一 身分ニ關スル證明	一件ニ付	二十錢
一 土地ニ關スル證明	一件ニ付	十 錢
一 納稅ニ關スル證明	一件ニ付	二十錢
一 土地ノ測量	一筆ニ付	五十錢

一 土地圖面ノ調製	一筆ニ付	十 錢
一 其ノ他圖面ノ調製	一枚ニ付	十五錢
一 公簿ノ閲覽	一回ニ付	五 錢
一 膳本抄本ノ下附	一枚ニ付	十 錢
一 納額告知書再交附	一枚ニ付	五 錢
一 諸願届書類調製	一枚ニ付	十 錢

第二條 前條ノ證明膳本抄本ノ下附及閲覽ハ公衆ノ觀ニ供シ差支ナキモノニ限ル

第三條 諸證明其ノ他ノ請求ハ書面又ハ口頭ヲ以テ爲スヘシ

第四條 手數料ハ諸證明又ハ閲覽等ヲ請フトキ之ヲ徵收ス
收セス

本規則ハ大正十四年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

督 促 手 數 料 規 則

第一條 本會ニ於テ徵收スル諸收入金ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ會長ハ關東州會制施行規則第二十七條第一項ニ依リ更ニ十日以内ノ期限ヲ指定シテ督促狀ヲ發ス

第二條 督促狀ヲ發シタルトキハ手數料トシテ一通ニ付貳拾錢ヲ徵收ス但シ滯納金手數料金額リ少額ナルトキハ滯納金ト同額ノ手數料ヲ徵收ス

第三條 督促手數料ハ別ニ納額告知書ヲ發セス其ノ督促狀ニ記載シ又ハ裏ニ發シタル納額告知書ニ併記シ滯納金ト同時ニ之ヲ徵收ス

附 則

本規則ハ大正十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

普 通 學 堂 授 業 料 徵 收 規 則

第一條 本會立普通學堂兒童保護者ハ其ノ兒童ノ在學中授業料ヲ納ムヘシ

第二條 授業料ハ兒童一人年額一圓トシ五月末日限リ之ヲ徵收ス

本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第三條 一家内ノ兒童二名以上在學スルトキハ一名ヲ全額トシ他ハ總テ半額トス
第四條 貧困ニシテ授業料納付ノ資力ナキ者ニ對シテハ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
附 則

公 設 市 場 使 用 料 規 則

第一條 本會公設市場ヲ使用シ營業ヲ爲ス者ヨリ使用料ヲ徵收ス但シ會長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ之ヲ減免スルコトヲ得

第二條 使用料ハ左ノ範圍内ニ於テ會長之ヲ定ム

一 店鋪ニ使用スルモノ	建坪一坪ニ付一箇月	五 十 錢
一 土 地	一坪ニ付一箇月	三 十 錢
一 個人販賣	一人一日ニ付	三 錢

第三條 公設市場指定販賣人ハ毎月五日迄ニ全月分ノ使用料ヲ納付スヘシ但シ該期日後新ニ使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ三日以内ニ之ヲ納付スヘシ

二六四

第四條 新ニ使用ヲ許可シタル場合其ノ月ノ使用日數十五日迄ハ半箇月分十六日以上ハ一箇月分ヲ徵收ス
使用料ノ既納ニ係ル分ハ之ヲ還付セス但シ會ノ都合ニ依リ使用ヲ許可ヲ取消シタル場合又ハ會長ニ於テ相當ノ事由アリト認ムル場合ハ其ノ全額又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第五條 會長ハ本會公設市場ノ使用者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ保證金ノ納付ヲ命スルコトアル
保證金ハ使用廢止ノ時之ヲ還付ス但シ使用料ノ延滞又ハ公設市場ニ關シ賠償スヘキ費用等アルトキハ會長ハ保證金中ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得
保證金ニハ利子ヲ附セス

第六條 本規則施行ニ關シ必要ナル細則ハ會長之ヲ定ム

附 則

本規則ハ大正十四年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

公設市場使用料規則施行細則

第一條 公設市場指定販賣人タラムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル市場使用願書ヲ會長ニ提出スヘシ

- 一 店鋪番號
- 一 建物坪數
- 一 土地坪數
- 第二條 公設市場ノ使用料ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 店鋪ニ使用スルモノ	建坪一坪ニ付一箇月	二十五錢
一 土地	一坪ニ付一箇月	二十錢
一個人販賣	一人一日ニ付	二 錢
- 土地使用ニ付他人ノ店鋪ト爲裏坪ト爲リタルモノニ對シテハ本料金ノ二割ヲ減ス
- 第三條 店鋪又ハ土地ノ坪數ハ五合未満ノモノハ五合ニ五合以上一坪未満ノモノハ一坪ニ計算ス
- 附 則

二六六

本細則ハ公設市場使用料規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

屠場 使用 料 規 則

第一條 屠場ヲ使用シ獸畜ヲ屠殺シ又ハ屠場備付衡器ヲ使用スル者ニ對シテハ使用料ヲ徵收ス

第二條 屠場ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル

牛 一頭ニ付 二圓五十錢

馬、驥 一頭ニ付 五十錢

驢、豚 一頭ニ付 一圓二十錢

羊、山羊 一頭ニ付 八十錢

第三條 衡器ノ使用料ハ左ノ區別ニ依ル但シ當會屠場ニ於テ屠殺ノ爲之ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在

ラス 牛、馬、驥 一頭ニ付 二十錢

驢、豚 一頭ニ付 二十錢

驢、豚 一頭ニ付 十 錢

驢、豚 一頭ニ付 一頭ニ付

二六七

公設浴場使用料規則

第一條 本會ノ浴場ヲ使用セムトスル者ヨリ使用料ヲ徵收ス但シ會長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ使用料ヲ減免スルコトヲ得

第二條 使用料ハ左ノ範圍ニ於テ毎年度協議會ノ諮詢ヲ經テ之ヲ定ム

一、大 人 二等 一回分一葉 十五錢

二、小 人 一回分一葉 五 錢

年齢十五年以上ヲ大人トシ六年未満ノ者ハ使用料ヲ徵收セス

第三條 使用料ハ本會所定ノ入浴券ヲ以テ納付スヘシ

第四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ入浴ヲ許サス

卷之三

他人之嫌忌又一病也。愚乃不者

卷之三

本款賄人賄和乃年四月一日到州之勞旅行至

第一條 會設種豚ノ種付ヲ請ハントスル者ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納付スヘシ
第二條 使用料ハ豚一頭ニ付五十錢トス
第三條 使用料ハ第一回種付請求ノ際前納スヘシ第一回種付ヲ以テ受胎セサルトキハ無料ニテ二回以
上ノ種付ヲ請求スルコトヲ得但シ第一回交尾後三十日ヲ經過シタルトキハ更ニ使用料ヲ納付スヘシ
第四條 使用料ハ不交尾ノ場合ヲ除クノ外如何ナル事由アルモ之ヲ還付セス

卷之三

第一條 本規則は基本財産を増加するための収入と以此て經營手当費をうなぎす算定の上に、ノルマを以て行ふものである。

一 基本財産ヨリ生スルム
二 基本財産旨定寄附金

三 國稅徵收交付金

前項ノ蓄積金額ハ毎年度協議會ノ諸問ヲ經テ之ヲ定ム
第三條 左ノ各號ノ一二當ルトキハ協議會ノ諸問ヲ經テ之ヲ定ム

一 會債ヲ起シタルトキ又ハ償還ヲ爲ストキ
二 非常災害ニ罹リタルトキ

一七
一八
一九
二〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
三〇
四一
四二
四三

九五	○○	四割八分
八五	○○	四割六分
七五	○○	四割四分
八○	○○	四割二分
七○	○○	四割
六○	○○	三割八分
六五	○○	三割六分
五五	○○	三割四分
五○	○○	三割二分
四○	○○	三割
四五	○○	二割八分
三五	○○	二割六分
三○	○○	二割三分
二五	○○	二割

五七八〇三五八〇三四七〇三四七一三四六五〇

二三二四二五二六二七二八二九二〇二一

三	五	一	四	○	○	○
二	四	六	八	○	○	○
一	三	五	七	九	一	三
二	四	六	八	一	三	五
三	五	七	九	一	三	五

九〇一
八〇二
七〇三
六〇四
五〇五
四〇六
三〇七
二〇八
一〇九
〇一〇
一八·五
一六·七

五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二
六〇	八〇	一〇〇						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六一〇	一〇〇							
一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六

二七四

普通學堂職員宿直賄料及宿舍料給與規程

- 第一條 普通學堂職員宿直勤務ヲ爲シタルトキハ宿直賄料一夜ニ付十五錢ヲ支給ス
 第二條 休日ニ當リ宿直勤務ヲ爲シタルトキハ前條定額ノ二倍ヲ支給ス
 第三條 會外ニ本籍ヲ有スル普通學堂教員ニシテ會宿舍ニ居住セシメサル者ニハ左ノ額分ニ依リ宿舍
 料ヲ支給ス但シ居住期間一月ニ満タサルモノハ其ノ日數ニ依リ日割計算トス

普通學堂長 月額 二 圓
 普通學堂教員 月額 一圓五十錢
 第四條 疾病又ハ私事ノ故障ニ依リ三十日以上勤務地ヲ離レタルトキハ宿舍料ノ支給ヲ停止ス
 第五條 宿直賄料及宿舍料ハ其ノ前月分ヲ翌月五日之内支給ス但シ休日ニ當ルトキハ之ヲ繰下ク
 附則
 本規程ハ昭和五年九月一日ヨリ之施行ス

會計員身元保證規程

- 第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ會計員ヨリ身元保證ヲ徵ス
 第二條 身元保證ハ現金五千圓又ハ之ニ相當スル土地ヲ提供スヘシ
 前項土地ノ價格ハ會長ニ於テ相當ト認メタル時價ニ依ル土地ノ價格下リタル爲前項ノ額ニ達セサル
 トキハ更ニ追徵ス
 第三條 現金ハ金融組合又ハ確實ナル銀行ニ預入レ土地ハ抵當權設定登記ヲ爲スモノトス
 第四條 身元保證ハ第二條ニ依ル保證ニ代フルニ直接國稅年額十圓以上ヲ納ムル者二人以上ノ連帶保

證ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第五條 現金ノ保管中生スル收入ハ身元保證解除ト同時ニ之ヲ本人ニ交付ス

第六條 身元保證ハ退職事務引継後三十日ヲ経過スルニ非サレハ之ヲ解除セス但シ會長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ仍之ヲ保留スルコトヲ得

附 則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

會有給更員特別給與金規程

第一條 本會有給更員職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ本規程ニ依リ特別給與金ヲ支給ス

第二條 特別給與金ハ療治料及弔祭料ノ二種トス

第三條 療治料ハ傷痍ヲ愛ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニ療ニ用スル實費ノ範圍内ニ於テ之ヲ給與ス

第四條 會ハ療治料ヲ受クル者ニ對シ診療ノ醫師又ハ病院ヲ指定スルコトアルヘシ

前項ノ指定ニ從ハサルトキハ療治料ヲ給與セス

本規程ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

會事務所建築積立金並管理規程

第一條 本會ハ會事務所建築資金ニ充ツル目的ヲ以テ本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ大凡五千圓ニ達スル迄毎年度會費中ヨリ五百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 前條ノ外積立金ヨリ生スル收入及指定寄附金ハ總テ積立金ニ編入ス

第四條 左ノ場合ニ於テハ協議會ノ諸間ヲ經テ積立ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得

一 會債ヲ起シ又ハ償還ヲ爲ストキ

二 非常災害アリタルトキ

三 制限外ノ課稅ヲ爲ストキ

四 其ノ他特別ノ事情アルトキ

第五條 積立金ハ目的以外ニ之ヲ消費スルコトヲ得ス

第六條 積立金ハ會屯金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ積立シアル金額ハ本積立金ニ之ヲ編入ス

普通學堂建築積立金並管理規程

第一條 本會ハ普通學堂建築資金ニ充ツル目的ヲ以テ本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ大凡四千圓ニ達スル迄毎年度會費中ヨリ三百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 前條ノ外積立金ヨリ生スル收入及指定寄附金ハ總テ積立金ニ編入ス

第四條 左ノ場合ニ於テハ協議會ノ諮詢ヲ經テ積立ヲ停止シ又ハ減額スルコトヲ得

一 會債ヲ起シ又ハ償還ヲ爲ストキ

二 非常災害アリタルトキ

三 制限外ノ課稅ヲ爲ストキ

四 其ノ他特別ノ事情アルトキ

第五條 積立金ハ目的以外ニ之ヲ消費スルコトヲ得ス

第六條 積立金ハ會屯金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附則

本規程ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ積立シアル金額ハ本積立金ニ之ヲ編入ス

橋梁架設資金積立規程

第一條 本會ハ橋梁架設資金ニ充ツル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ五千圓ニ達スル迄毎年度五百圓以上ヲ積立ツルモノトス

第三條 會財政ノ都合ニ依リ協議會ノ諮詢ヲ經テ前條ノ積立金ヲ減額又ハ停止スルコトヲ得

第四條 積立金ハ橋梁架設資金ニ充當スル迄金融組合又ハ確實ナル金融業者ニ預入レ管理スルモノト

附 則

二八〇

本規程ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
會有給吏員退職及死亡給與金

並特別給與金積立管理規程

第一條 本會ハ有給吏員ノ退職及死亡給與金並特別給與金ノ支出ニ充ツル爲本規程ノ定ムル所ニ依リ
積立金ヲ爲スモノトス

第二條 積立金ハ二千圓ヲ限度トシ毎年度會費中ヨリ積立ツルモノトス

第三條 積立金ハ退職及死亡給與金又ハ特別給與金ノ支給ニ當リ豫算ニ不足ヲ生シタルトキ之ヲ支出

スルモノトス

第四條 積立金ハ郵便局、金融組合又ハ確實ナル銀行ニ預入レ之ヲ管理スルモノトス

附 則

本規程ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

苗圃組合規約

第一條 本組合ハ何苗圃組合ト稱ス

第二條 本組合ハ何會、何會、何會ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ハ組合各會ニ屬スル苗圃事務ヲ共同處理スルヲ以テ目的トス

第四條 本組合事務所ハ何會事務所内ニ置ク

第五條 本組合ニ組合管理者及其ノ代理者一人ヲ置ク組合管理者ハ何會長ニ組合管理者代理者ハ同會

長ノ職務ヲ代理スル者ニ之ヲ委託ス

第六條 本組合ニ會計員一人ヲ置ク
會計員ハ何會會計員事務兼掌者ニ之ヲ委託ス

第七條 組合管理者ハ前二條ニ定ムル者ノ外組合ニ必要ナル吏員ヲ置クコトヲ得

第八條 本組合ノ費用ハ組合財產ヨリ生スル收入及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツルノ外組合各會ニ之ヲ分賦ス

前項分賦ノ標準ハ前年度苗木配付數ニ依ル

二八一

昭和十四年四月二十五日印刷

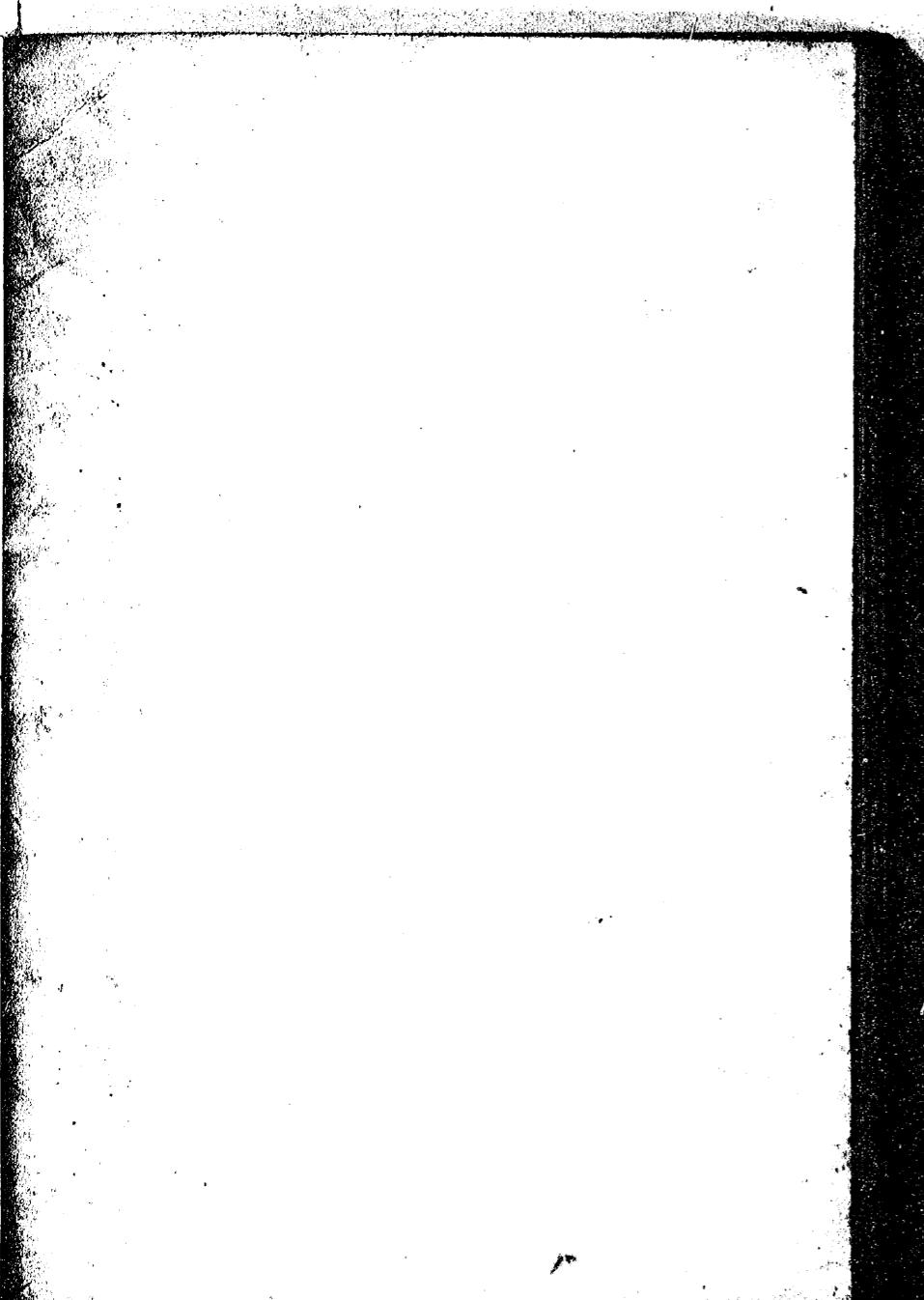
昭和十四年四月三十日發行

關東州廳內務部地方課

印刷者 荒木猪象

大連市大江町二番地

印刷所 日清印刷所



25×□

32×□

25×